

第4次さっぽろ子ども未来プラン

令和5年度実施状況報告書

＜個別事業の実施状況＞



令和6年(2024年)11月
札幌市

－ 個別事業の実施状況 －

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業について、事業ごとに令和5年度(2023年度)の実施状況(全306事業)を掲載しています。

【事業 No】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標・基本施策に対応する番号を記載しています。
(例:基本目標2 基本施策3⇒2-3)

【事業・取組名】

「第4次さっぽろ子ども未来プラン」の計画事業及び当該プランの施策の方向性に合致する関連事業の「事業・取組名」を記載しています。

【事業概要】

各事業の事業概要を記載しています。

【活動指標】

活動指標のある事業については、目標値と令和5(2023)年度の実績値を記載しています。なお、令和5年度に第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン 2023(以下「AP」という。)の策定があったため、目標値を「①AP事業目標」「②AP活動指標」「③(AP以外)指標」のいずれか該当するものとしております。また、目標値の達成・未達成の状況と、未達成の場合はその理由と対応について記載しています。

【地域資源の活用・組織横断的な連携・主な連携先】

当該プランでは、子ども・子育て家庭を社会全体で支えるにあたって、多様な地域資源の活用と組織横断的な連携を促進することとしています。事業ごとの活用・連携状況を下記の記号で記載しています。

○:活用・連携している

△:今後活用・連携予定である

×:活用・連携していない

－:活用すべき事柄に該当しない

【令和5年度(2023年度)実施状況】

各事業における令和5年度の実施状況を記載しています。

【令和6年度(2024年度)実施予定】

各事業における令和5年度の実施予定を記載しています。

【担当】

各事業の担当部局を記載しています。

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

No	事業・取組名	関連施策	担当部
1	「さっぽろ子どもの権利の日」事業		子) 子ども育成部
2	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)		子) 子ども育成部
3	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発		子) 子ども育成部
4	地域における子どもの参加の促進	1-2 1-3	子) 子ども育成部
5	他都市との連携・交流		子) 子ども育成部
6	乳幼児の保護者等への普及啓発		子) 子ども育成部
7	学齢期の子どもの保護者への普及啓発		子) 子ども育成部
8	子ども向け広報等の充実		子) 子ども育成部
9	子ども向け出前講座等の実施		子) 子ども育成部
10	子ども向け男女共同参画啓発事業	4-5	市) 男女共同参画室
11	小・中学生向けパンフレットの活用		子) 子ども育成部
12	民族・人権教育の推進	1-4 3-1 4-5	教) 学校教育部
13	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-2	教) 学校教育部
14	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	4-5	教) 学校教育部
15	福祉読本の発行		保) 障がい保健福祉部
16	子ども議会		子) 子ども育成部
17	子どもからの提案・意見募集ハガキ		子) 子ども育成部
18	子どもの交流・参加の促進		子) 子ども育成部
19	子どもからの情報発信(子どもレポーター)		子) 子ども育成部
20	次世代の活動の担い手育成事業		市) 市民自治推進室
21	市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明		子) 子ども育成部
22	【新規】さっぽろ気候変動タウンミーティング		環) 環境都市推進部
23	【新規】環境教育ワークショップ		環) 環境都市推進部
24	児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)		子) 子ども育成部
25	子ども関連施設における子どもの参加の促進		子) 子ども育成部
26	【再掲】子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	1-1	教) 学校教育部
27	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1 1-3	子) 子ども育成部
28	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		市) 市民自治推進室
29	少年団体活動促進事業		子) 子ども育成部
30	子どもの体験活動の場支援事業	3-3	子) 子ども育成部
31	プレーパーク推進事業	3-3	子) 子ども育成部
32	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)		子) 子どもの権利救済事務局
33	学校における教育相談体制の充実	1-4	教) 学校教育部
34	スクールカウンセラー活用事業		教) 学校教育部
35	教育支援センターにおける支援の充実	3-4	教) 学校教育部
36	相談支援パートナー事業	3-4	教) 学校教育部
37	いじめ対策・自殺予防事業		教) 学校教育部
38	子どもの学びの環境づくり補助事業		子) 子ども育成部
39	札幌まなびのサポート事業		保) 総務部
40	(仮称) 学びの支援総合センター事業		教) 学校教育部
41	公立夜間中学設置検討事業		教) 学校教育部
42	若者の社会的自立促進事業	3-4	子) 子ども育成部
43	若者支援施設の設置・運営	3-4	子) 子ども育成部
44	中学校卒業者等進路支援事業	3-4	子) 子ども育成部
45	子どもの居場所づくり支援事業	3-3 4-3	子) 子ども育成部
46	児童会館の地域交流の推進	3-3	子) 子ども育成部
47	【再掲】地域における子どもの参加の促進	1-1 1-2	子) 子ども育成部
48	少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	3-3	子) 子ども育成部
49	少年育成指導員による指導・相談	3-3	子) 子ども育成部
50	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	3-3	市) 地域振興部
51	子どものくらし支援コーディネート事業	4-3	子) 子ども育成部
52	スクールソーシャルワーカー活用事業	3-1	教) 学校教育部
53	妊婦支援相談事業	1-4 2-3	子) 母子保健担当部
54	妊婦訪問事業	1-4 2-3	子) 母子保健担当部

基本施策1

基本施策2

基本目標1

基本施策3

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

No	事業・取組名	関連施策	担当部
55	産後ケア事業	2-3	子) 母子保健担当部
56	乳幼児健康診査	2-3	子) 母子保健担当部
57	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	2-2 2-3 4-1	子) 母子保健担当部
58	子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）		子) 子どもの権利救済事務局
59	子どもアシストセンター「LINE」相談事業		子) 子どもの権利救済事務局
60	【再掲】学校における教育相談体制の充実	1-3	教) 学校教育部
61	ヤングケアラー支援推進事業		子) 子ども育成部
62	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	2-2 4-1	子) 児童相談所
63	子ども安心ネットワーク強化事業	4-1	子) 児童相談所
64	児童相談体制強化事業	4-1	子) 児童相談所
65	（仮称）第二児童相談所整備事業	4-1	子) 児童相談所
66	【新規】こども家庭センターの機能の強化	2-2 4-1	子) 児童相談所 /子) 母子保健担当部
67	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	4-5	子) 子ども育成部
68	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1 3-1 4-5	教) 学校教育部
69	多文化共生推進事業	2-2 4-5	総) 国際部
70	児童虐待防止対策支援事業	3-3 4-1	子) 児童相談所
71	DV対策の推進		市) 男女共同参画室
72	デートDV防止講座など若年層向け予防教育		市) 男女共同参画室
73	母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	2-3	子) 母子保健担当部
74	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	2-3	子) 母子保健担当部
75	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3 2-3	子) 母子保健担当部
76	【再掲】妊婦訪問事業	1-3 2-3	子) 母子保健担当部
77	地域型保育改修等補助事業		子) 子育て支援部
78	認可外保育施設の認可化移行支援事業		子) 子育て支援部
79	【新規】私立保育所等整備補助事業		子) 子育て支援部
80	延長保育事業		子) 子育て支援部
81	休日保育事業		子) 子育て支援部
82	夜間保育事業		子) 子育て支援部
83	幼稚園等における一時預かり事業		子) 子育て支援部
84	市立幼稚園預かり保育事業	3-1	教) 学校教育部
85	病後児デイサービス事業		子) 子育て支援部
86	子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター）事業		子) 子育て支援部
87	保育士等支援事業		子) 子育て支援部
88	保育人材確保緊急対策事業		子) 子育て支援部
89	認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施		子) 子育て支援部
90	教育・保育の質の向上（研修実施、処遇改善への要望）		子) 子育て支援部
91	私立保育所等補助事業		子) 子育て支援部
92	家庭的保育者等研修事業		子) 子育て支援部
93	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	3-1	教) 学校教育部
94	市立幼稚園における実践研究の推進	3-1	教) 学校教育部
95	幼保小連携の推進	3-1 4-2	教) 学校教育部
96	区保育・子育て支援センター（ちあふる）整備事業・運営事業	3-3	子) 子育て支援部
97	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）	3-3	子) 子育て支援部
98	地域子育て支援事業（情報発信等）		子) 子育て支援部
99	父親による子育て推進事業		子) 子育て支援部
100	さっぽろ親子絵本ふれあい事業		子) 子育て支援部
101	保育ニーズコーディネート事業		子) 子育て支援部
102	家庭教育支援の充実	3-1	教) 生涯学習部
103	幼児期の教育に関する保護者等への支援		教) 学校教育部
104	妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	2-3 2-4	子) 母子保健担当部

基本
施策
4

基本
施策
1

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部	
基本 施策 2	105	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3 2-3 4-1	子) 母子保健担当部	
	106	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4 4-1	子) 児童相談所	
	107	児童家庭支援センター運営事業	3-3	子) 児童相談所	
	108	サポートファイルさっぽろ		保) 障がい保健福祉部	
	109	【再掲】多文化共生推進事業	1-4 4-5	総) 国際部	
	110	消費者行政活性化事業費		市) 市民生活部	
	111	子育て支援住宅の供給		都) 市街地整備部	
	112	育児休業等取得助成事業		子) 子ども育成部	
	113	女性の多様な働き方支援窓口運営事業		経) 経営支援・雇用労働担当部	
	114	【新規】働き方改革推進事業		経) 経営支援・雇用労働担当部	
	115	【新規】男女がともに活躍できる環境づくり応援事業		市) 男女共同参画室	
	116	【新規】 【再掲】 こども家庭センターの機能の強化	1-4 4-1	子) 児童相談所 /子) 母子保健担当部	
	基本 施策 3	117	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3 2-2 4-1	子) 母子保健担当部
		118	妊婦一般健康診査		子) 母子保健担当部
		119	【再掲】妊婦支援相談事業	1-3 1-4	子) 母子保健担当部
		120	【再掲】妊婦訪問事業	1-3 1-4	子) 母子保健担当部
121		【再掲】産後ケア事業	1-3	子) 母子保健担当部	
122		【再掲】母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業）	1-4	子) 母子保健担当部	
123		【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	1-4	子) 母子保健担当部	
124		不妊専門相談事業		子) 母子保健担当部	
125		不育症治療費助成事業		子) 母子保健担当部	
126		産婦人科救急コーディネート事業		保) ウェルネス推進部	
127		【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	2-2 2-4	子) 母子保健担当部	
128		【新規】不妊治療費助成事業		子) 母子保健担当部	
129		【新規】妊娠SOS相談事業		子) 母子保健担当部	
130		母子関連マスキリーニング事業		保) 衛生研究所	
131		【再掲】乳幼児健康診査	1-3	子) 母子保健担当部	
132		5歳児健康診査、発達相談		子) 母子保健担当部	
133		赤ちゃんのみみのきこえ支援事業		子) 母子保健担当部	
134		おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業		保) 保健所	
135		思春期ヘルスケア事業		子) 母子保健担当部	
136		若者の性に関する知識の普及啓発事業		子) 母子保健担当部	
137		思春期特定相談事業		保) 障がい保健福祉部	
138		食育推進事業		保) ウェルネス推進部	
139		食に関する指導の推進		教) 生涯学習部	
基本 施策 4		140	子ども医療費助成の拡充		保) 保険医療部
		141	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減		子) 子育て支援部
		142	3歳未満児の第2子以降の保育料無償化		子) 子育て支援部
		143	児童手当の支給		子) 子育て支援部
		144	児童扶養手当の支給	4-4	子) 子育て支援部
	145	札幌市奨学金支給事業		教) 学校教育部	
	146	札幌市特別奨学金の支給		子) 子育て支援部	
	147	就学援助		教) 学校教育部	
	148	実費徴収に係る補足給付事業		子) 子育て支援部	
	149	助産施設における助産の実施		子) 子育て支援部	
	150	私学助成		子) 子ども育成部/ 子) 子育て支援部	
	151	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成		教) 学校教育部	
	152	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成		教) 学校教育部	
	153	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大		交) 事業管理部	
	154	【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	2-3	子) 母子保健担当部	

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

No	事業・取組名	関連施策	担当部
基本 施策 1	155 【再掲】 幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	2-1	教) 学校教育部
	156 【再掲】 市立幼稚園における実践研究の推進	2-1	教) 学校教育部
	157 【再掲】 幼保小連携の推進	2-1 4-2	教) 学校教育部
	158 【再掲】 市立幼稚園預かり保育事業	2-1	教) 学校教育部
	159 「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進		教) 学校教育部
	160 課題探究的な学習に係るモデル研究の推進		教) 学校教育部
	161 札幌らしさを生かした学習活動の推進		教) 学校教育部
	162 「算数にーごープロジェクト」の推進		教) 学校教育部
	163 外国語指導助手 (ALT) の活用		教) 学校教育部
	164 子どもの体力・運動能力向上事業		教) 学校教育部
	165 【再掲】 民族・人権教育の推進	1-1 1-4 4-5	教) 学校教育部
	166 進路探究学習オリエンテーリング事業		教) 学校教育部
	167 小中連携・一貫教育推進事業		教) 学校教育部
	168 高校改革支援事業		教) 学校教育部
	169 部活動における外部人材の活用事業		教) 学校教育部
	170 少人数学級の拡大		教) 学校教育部
	171 【再掲】 家庭教育支援の充実	2-2	教) 生涯学習部
172 【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業	1-3	教) 学校教育部	
173 【新規】 GIGAスクール構想推進事業		教) 学校教育部	
基本 施策 2	174 放課後クラブの過密化の解消		子) 子ども育成部
	175 児童会館等再整備事業		子) 子ども育成部
	176 民間児童育成会への支援事業		子) 子ども育成部
	177 児童会館・ミニ児童会館事業		子) 子ども育成部
	178 放課後児童クラブの質の確保		子) 子ども育成部
	179 放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業		子) 子ども育成部
180 児童クラブにおける昼食提供		子) 子ども育成部	
基本 目標 3	181 【再掲】 地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン)	2-2	子) 子育て支援部
	182 【再掲】 区保育・子育て支援センター (ちあふる) 整備事業・運営事業	2-2	子) 子育て支援部
	183 【再掲】 児童虐待防止対策支援事業	1-4 4-1	子) 児童相談所
	184 【再掲】 児童家庭支援センター運営事業	2-2	子) 児童相談所
	185 民生委員・児童委員活動の支援		保) 総務部
	186 【再掲】 少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	1-3	子) 子ども育成部
	187 【再掲】 少年育成指導員による指導・相談	1-3	子) 子ども育成部
	188 少年健全育成推進事業 (心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)		子) 子ども育成部
	189 【再掲】 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	1-3	市) 地域振興部
	190 安全で安心な公共空間整備促進事業		市) 地域振興部
	191 安全教育の充実		教) 学校教育部
	192 登下校時の安全管理		教) 学校教育部
	193 安全・安心な道路環境の整備事業		建) 土木部
	194 【再掲】 児童会館の地域交流の推進	1-3	子) 子ども育成部
	195 【再掲】 子どもの居場所づくり支援事業	1-3 4-3	子) 子ども育成部
	196 公園造成事業		建) みどりの推進部
	197 地域に応じた身近な公園整備事業		建) みどりの推進部
	198 地域と創る公園再整備事業		建) みどりの推進部
199 安全・安心な公園再整備事業		建) みどりの推進部	
200 【再掲】 子どもの体験活動の場支援事業	1-2	子) 子ども育成部	
201 【再掲】 プレーパーク推進事業	1-2	子) 子ども育成部	
202 こども劇場		子) 子ども育成部	
203 少年少女国際交流事業		子) 子ども育成部	
204 【再掲】 少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会)	1-3	子) 子ども育成部	
205 子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実		教) 中央図書館	
206 子どもの文化芸術体験事業		市) 文化部	
207 学校DEカルチャー		市) 文化部	
208 博物館活動センター事業の充実		市) 文化部	

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

No	事業・取組名	関連施策	担当部
209	ウインタースポーツ普及振興事業		ス) スポーツ部
210	運動部活動アスリート派遣事業		ス) スポーツ部
211	【事業名称変更】アスリート発掘・育成事業		ス) スポーツ部
212	スポーツ姉妹都市交流事業		ス) スポーツ部
213	ものづくり人手不足対策支援事業		経) 産業振興部
214	【事業名称変更】IT人材確保育成事業		経) 経済戦略推進部
215	【新規】地域学校協働活動推進事業		教) 生涯学習部
216	【新規】子どもの職業体験事業		子) 子ども育成部
217	【新規】野外教育総合推進事業		教) 生涯学習部
218	【再掲】若者支援施設の設置・運営	1-3	子) 子ども育成部
219	若者の交流促進		子) 子ども育成部
220	若者の社会参画促進		子) 子ども育成部
221	【再掲】中学校卒業者等進路支援事業	1-3	子) 子ども育成部
222	【再掲】若者の社会的自立促進事業	1-3	子) 子ども育成部
223	社会体験機会創出事業		子) 子ども育成部
224	困難を抱える若者への自立支援		子) 子ども育成部
225	ひきこもり対策推進事業		保) 障がい保健福祉部
226	【再掲】子どもの学びの環境づくり補助事業	1-3	子) 子ども育成部
227	【再掲】相談支援パートナー事業	1-3	教) 学校教育部
228	【再掲】教育支援センターにおける支援の充実	1-3	教) 学校教育部
229	困難を抱える若年女性支援事業		子) 子ども育成部
230	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	1-3 2-2 2-3	子) 母子保健担当部
231	心理職による相談支援体制の強化		子) 母子保健担当部
232	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	1-4 2-2	子) 児童相談所
233	【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業	1-4	子) 児童相談所
234	【再掲】児童相談体制強化事業	1-4	子) 児童相談所
235	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	1-4 3-3	子) 児童相談所
236	【再掲】(仮称)第二児童相談所整備事業	1-4	子) 児童相談所
237	認可外保育施設への啓発		子) 子育て支援部
238	DV対策普及啓発		市) 男女共同参画室
239	社会的養護体制整備事業		子) 児童相談所
240	社会的養護自立支援事業		子) 児童相談所
241	里親制度促進事業		子) 児童相談所
242	乳幼児等多機能化推進事業		子) 児童相談所
243	子育て短期支援事業		子) 児童相談所
244	養育支援員派遣事業		子) 児童相談所
245	児童福祉施設措置費支給事業		子) 児童相談所
246	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業		子) 児童相談所
247	児童養護施設職員研修事業		子) 児童相談所
248	児童自立生活援助事業		子) 児童相談所
249	母子生活支援施設の活用	4-4	子) 子育て支援部
250	【新規】児童養護施設等学習等支援事業		子) 児童相談所
251	【新規】【再掲】こども家庭センターの機能の強化	1-4 2-2	子) 児童相談所 /子) 母子保健担当部
252	療育支援事業		子) 児童相談所
253	幼児教育相談の充実		教) 学校教育部
254	特別支援教育・障がい児保育補助事業		子) 子育て支援部
255	障がい児保育巡回指導事業		子) 子育て支援部
256	乳幼児精神発達相談		子) 母子保健担当部
257	多様な主体の参入促進事業		子) 子育て支援部
258	特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援		教) 学校教育部
259	【再掲】幼保小連携の推進	2-1 3-1	教) 学校教育部
260	通級による指導の充実		教) 学校教育部
261	学びのサポーター活用事業		教) 学校教育部
262	「個別の教育支援計画」の活用による支援の充実		教) 学校教育部
263	肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充		教) 学校教育部

基本
施策
4

基本
施策
1

【別紙2】第4次さっぽろ子ども未来プラン事業・取組一覧

	No	事業・取組名	関連施策	担当部		
基本目標4	基本施策2	264	放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ		子) 子ども育成部	
		265	特別支援学校の教育内容の充実		教) 学校教育部	
		266	児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
		267	医療型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
		268	放課後等デイサービス		保) 障がい保健福祉部	
		269	保育所等訪問支援		保) 障がい保健福祉部	
		270	居宅訪問型児童発達支援		保) 障がい保健福祉部	
		271	障がい児地域支援マネジメント事業		保) 障がい保健福祉部	
		272	障害児相談支援		保) 障がい保健福祉部	
		273	子ども発達支援センター(ちくたく)での支援		保) 障がい保健福祉部	
		274	子どもの心の診療ネットワーク事業		保) 障がい保健福祉部	
		275	子どもの補聴器購入費等助成事業		保) 障がい保健福祉部	
		276	重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充		保) 障がい保健福祉部	
		277	【新規】医療的ケア児レスパイト事業		保) 障がい保健福祉部	
		278	医療的ケア児等の支援体制構築事業		保) 障がい保健福祉部	
		279	医療的ケア児等への支援体制の拡充		教) 学校教育部	
		280	公立保育所における医療的ケア児保育事業		子) 子育て支援部	
		281	児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実		子) 子ども育成部	
		基本施策3	282	【再掲】子どものくらし支援コーディネート事業	1-3	子) 子ども育成部
			283	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	1-3 3-3	子) 子ども育成部
			284	子どもの貧困への理解の促進		子) 子ども育成部
基本施策4	285	ひとり親家庭等自立支援給付事業		子) 子育て支援部		
	286	ひとり親家庭等日常生活支援事業		子) 子育て支援部		
	287	ひとり親家庭支援センター等運営事業		子) 子育て支援部		
	288	母子・婦人相談員による相談対応		子) 子育て支援部		
	289	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業		子) 子育て支援部		
	290	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開		子) 子育て支援部		
	291	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		子) 子育て支援部		
	292	【再掲】母子生活支援施設の活用	4-1	子) 子育て支援部		
	293	【再掲】児童扶養手当の支給	2-4	子) 子育て支援部		
	294	ひとり親家庭の保育所の優先入所		子) 子育て支援部		
基本施策5	295	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置		子) 子育て支援部		
	296	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇		都) 市街地整備部		
	297	ひとり親家庭等医療費助成		保) 保険医療部		
	298	【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	1-4	子) 子ども育成部		
	299	【再掲】民族・人権教育の推進	1-1 1-4 3-1	教) 学校教育部		
	300	【再掲】障がいのある子どもとないこどもの交流及び共同学習の推進	1-1	教) 学校教育部		
	301	【再掲】多文化共生推進事業	1-4 2-2	総) 国際部		
	302	帰国・外国人児童生徒支援事業	4-5	教) 学校教育部		
	303	【再掲】子ども向け男女共同参画啓発事業	1-1	市) 男女共同参画室		
	304	アイヌ伝統文化振興事業		市) 市民生活部		
305	【新規】犯罪被害者等支援事業		市) 地域振興部			
306	【新規】再犯防止推進事業		市) 地域振興部			

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											③(AP以外)指標
基本施策1 子どもの権利を大切に環境の充実																				
■子どもの権利の普及・啓発																				
1	1-1	P54	「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として「子どもの権利せんにゅう・ポスター展」をテカホ、札幌市役所、アリオ札幌の市内3か所で開催し、せんにゅう・ポスターの入選作品を展示。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し学校に配布するなど、権利条例の普及啓発を行った。	11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、せんにゅう・ポスターの入選作品を展示する「子どもの権利せんにゅう・ポスター展」を開催。併せて、優秀作品を掲載した啓発用カレンダーを作成し、配布することで、権利条例の普及啓発を行っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
2	1-1	P54	市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	出前講座や出前授業を受けた市民に対し、広報・普及の担い手になってもらうなど、市民と連携した普及方法を検討した。	市民に家庭や地域での広報・普及の担い手となってもらうなど、市民と連携した普及方法を検討していく。	子ども未来局	子ども育成部		
3	1-1	P54	施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	○	-	保育所・幼稚園・認定こども園・児童会館	無	-	-	-	-	-	-	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や新たに作成した「乳幼児保護者向けリーフレット」など、各種広報物を施設職員に向けて配布するほか、出前講座を実施するなど、広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行った。	子どもの権利広報紙「子どもの権利ニュース」や「乳幼児保護者向けリーフレット」を施設職員に向けて配布するなど、子どもの権利に関わる広く子どもに関わる大人に向けた普及啓発を行っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
4	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもとの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援につなげていきます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-	-	地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布したほか、地域関係者に向けた出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。	子ども未来局	子ども育成部		
5	1-1	P54	他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	子どもの権利条例を制定している自治体と情報や意見交換を行ったほか、子どもの権利の広報紙を配布し、札幌市における取組を発信。また、シンポジウムの参加を通して、他都市の取組事例について情報交換をするなど連携を図った。	子どもの権利条例を制定している、自治体と事業の実施やシンポジウムを通じて、まちづくりに関する情報や意見交換を行うことで、より効果的な取組の検討を進めていく。	子ども未来局	子ども育成部		
■子どもの権利の理解促進(保護者)																				
6	1-1	P55	乳幼児の保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々をはじめとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロンなど様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	○	-	保育所・幼稚園・認定こども園	無	-	-	-	-	-	-	子育ての気づきを交えた乳幼児保護者向けリーフレットを、各区保健センターや保育・子育て支援センター、保育所、幼稚園などの3歳児クラスの保護者に配布したほか、子どもの権利絵本の活用など、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行った。	保育所・幼稚園などと連携した、乳幼児保護者向けリーフレットの3歳児クラスへの保護者の配布のほか、母子手帳や子育てガイドを活用するなど、妊娠期から様々な機会を捉え、広く子どもの権利の理解が進むよう普及啓発活動を行っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
7	1-1	P55	学齢期の子どもへの普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもへの普及啓発を進めます。	○	○	小学校教育委員会	無	-	-	-	-	-	-	学校を通じ、小学1年生の保護者全員に向けて子どもの権利のチラシを配布し、学齢期の子どもへの普及啓発に向けた普及啓発を行った。	学校を通じ、子どもの権利のチラシを配布するなど、保護者へ向けた普及啓発を行っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
■子どもの権利の理解促進(子ども)																				
8	1-1	P55	子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	○	-	小・中学校	無	-	-	-	-	-	-	子どもの権利の取組事例や情報について掲載した子ども向け広報紙「子ども通信」を年2回発行。子どもにわかりやすく親しみやすいよう、イラストや写真を活用した内容とし、小中学校のクラスに掲示している。また、希望する保育所・幼稚園等に子どもの権利絵本を配布し、読み聞かせを通じた情報発信を行った。	子ども向け広報紙「子ども通信」(年2回発行)等により、権利に関する取組事例や情報を発信し、子ども自身の理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
9	1-1	P55	子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	③	新型コロナウイルス感染症により、R2～3年度が出前講座の実施が困難であったため。	オンラインを活用した出前講座の実施や、非接触の啓発活動を行うことで、理解向上の機会を確保した。	ペープサート人形劇による出前講座を市内20か所の児童会館で実施したほか、学校における出前講座を実施し、子ども自身の理解促進を図った。	子どもの権利に関する出前講座や出前授業のほか、様々な機会を捉えて啓発活動を行い、子ども自身の理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部		
10	1-1 4-5	P55 P109	子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小・中学校教育委員会	有	-	-	-	③	-	-	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布する予定。	市民文化局	男女共同参画室		
■子どもの権利を生かした学校教育の推進																				
11	1-1	P55	小・中学生向けパンフレットの活用	子ども同士の支え合い(ピア・サポート)や意見交換などの実践的な内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小中学生に配布し、子どもの権利の理解と実践のための子ども自身の学びを推進します。	○	○	小・中学校教育委員会	無	-	-	-	-	-	-	市内の学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進めた。	市内の学校に通う、小学4年生、中学1年生全員に子どもの権利パンフレットを配布し、学校や教育委員会と協力し、授業での積極的な活用を進める。	子ども未来局	子ども育成部		

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											
12	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	①AP事業目標	63.4%	63%	①	達成			「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「帰国・外国人児童生徒支援」に係る学習を窓口として、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口として、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
13	1-1 1-2	P56 P58	子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	○	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	①AP事業目標	100%	100%	②	達成			「人間尊重の教育」推進事業において、各学校の自治的な活動の充実に向けて「次年度につなげたい自治的な活動賞」を選定し、その取組を全市に周知するなどして、各学校における自治的な活動の推進を図った。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業において、自治的な活動の充実に向けて、さっぽろっ子サミットの開催や、「次年度につなげたい自治的な活動賞」の決定などを通して、各学校における自治的な活動の充実を図る。	教育委員会	学校教育部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
14	1-1 4-5	P56 P109	障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもが日常的に交流する取組を推進します。	-	-	-	無	①AP事業目標	-	-	-	-			地域学習については、令和5年度より、相手校への訪問を再開した。また、相手校への訪問だけでなく、オンラインシステムを活用した交流を実施することにより、児童生徒の健康状態や地域の状況に合わせた柔軟な交流が可能となった。	地域学習については、リーフレットを改訂し、事業の目的や意義について各校へあらかじめ周知するとともに、札幌市ホームページにも取組例等を掲載し、事業の促進に向けた啓発に努めていく。小中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的な事例を取り上げながら各校の取組の推進を図る。	教育委員会	学校教育部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
15	1-1	P56	福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	-	○	小・中学校 教育委員会	有	①AP事業目標	-	-	-	-			小学校4年生、中学校3年生への配布を行い、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼した。	小学校4年生、中学校3年生への配布を継続し、教育委員会や学校へ授業等での積極的な活用を依頼する。	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進																				
■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進																				
16	1-2	P57	子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	○	-	小・中・高等学校 大学	無	①AP事業目標	-	-	-	-			子ども議員25名が、10名の高校生・大学生のサポートの下、共生社会を題材に自ら設定した市政に関するテーマについて議論し、まとめた意見についてテーマごとのスライド資料を作成し、市長に直接報告した。また、市長報告会の様子は広報部Youtube公式チャンネルSapporoPRDで一般公開した。	市内の小・中学生を対象に子ども議員を公募し、選ばれた子ども議員が、札幌のまちづくりについて勉強会や話し合いを行い、札幌市長等に対し提案や意見表明を行う。	子ども未来局	子ども育成部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
17	1-2	P57	子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	○	-	小・中・高等学校	無	①AP事業目標	-	-	-	-			子どもが気軽に市政やまちづくりに意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布。令和5年度は「選挙について」をテーマに意見を募集し、その結果を札幌市の考え方と併せて子ども向け広報紙「子ども通信」で広報することで、子どもの意見表明機会を確保すると共に、理解促進を図った。	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、その結果を札幌市の考え方と子どもの権利の広報紙で広報し、子どもの参加や理解促進を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
18	1-2	P57	子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	-	-	-	無	①AP事業目標	-	-	-	-			権利条例を制定している他の自治体との連携を強化するため子どもの権利条例を制定している、奈井江町、長野県松本市と情報交換するとともに、より多くの子どもが参加できる実施方法について検討を開始。次年度より新たに東京都との交流を開始するため、開催方法等について協議を行った。	権利条例を制定している他の自治体との連携を強化し、子どもの権利条例を制定している、奈井江町、北広島市、長野県松本市、札幌市の子どもたちによる交流事業を実施し、まちづくりに関する情報や意見交換を行い、子どもの参加や意見表明を促進していく。	子ども未来局	子ども育成部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
19	1-2	P57	子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子どもが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	-	-	-	無	①AP事業目標	-	-	-	-			子どもが取り組む情報発信の取組について、その機会の確保に向けて、子どもの参加や情報発信の取組の理解促進を図るとともに「子どもの参加」を促す取組を実施する。	子どもが取材から記事の編集等を自ら行い、その活動を情報発信する取組を、出前授業や事業の実施、取材等の実施を通して促進することで、子どもの権利の理解促進を図るとともに「子どもの参加」を促す取組を実施する。	子ども未来局	子ども育成部	
									②AP活動指標	-	-									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
20	1-2	P57	次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	○	-	小・中・高等学校 大学	有	①AP事業目標	93.9%	90%以上	①	達成			小学生、中学生、高校生、大学生などの若者に対して、それぞれの世代に応じて、まちづくり活動への理解や参加を促す取組を実施。小学生では市内10校にて、授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を実施、中学生では市内2校にて、町内会の方など地域でまちづくり活動に関わる方と意見交換会を実施、高校生では市内8校にて、地域のゴミ拾いボランティアを実施、大学生等では、まちづくり実行委員会を組織し、まちづくり活動の成果を発表する場「まちフェス」等を企画実施した。	小学生、中学生、高校生、大学生などの若者に対して、それぞれの世代に応じて、まちづくり活動への理解や参加を促す取組を実施。小学生では授業の一環で「まちづくりゲーム(MaG)」を実施、中学生ではまちづくりを体験できるボードゲームを通してまちづくりについて考える取組を実施、高校生では地域のゴミ拾いボランティアを実施、大学生等では、モデル事業として、新たに「若者ネットワーク(仮)」を組織し、若者が地域活動に参加するための町内会とのマッチングを支援する事業を実施する。	市民文化局	市民自治推進室	
									②AP活動指標	10,109人	9,869人									-
									③(AP以外)指標	-	-									-
-	1-2	P57	SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などSDGsの取り組み方についてシヨップを企画する。																
番号22と番号23の2つに分けて記載。																		「環境教育・子育て」記載していた実施している内容事業様式で回答す	環境局	環境都市推進部

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											
30	1-2 3-3	P59 P90	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもにも提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市子ども会 育成連合会	有	「Coミドリ」年間利用者数	18870人	15000人	①	達成		達成	プレーパーク(年間179回実施)や多様な体験プログラム(年間66回実施)を提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施。	プレーパーク(金土日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部	
31	1-2 3-3	P59 P90	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市公園緑化協会	有	プレーパークの年間参加者数	6982人	7700人	①	未達成	普及啓発活動として体験型プレーパークの回数を増やすこと、認知度を向上を図っている。	①プレーパークの普及啓発事業として、出前講座を1回、出張プレーパークを3回、体験型プレーパークを1回、イベントへのブース出展を3回、子育てサロン等でのヒアリング会を24回実施。 ②プレーパークを開催・運営する市民団体に活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣(336名)/開催周知用チラシ・ポスターの印刷(11,003枚)/開催に必要な道具の貸出(99回)) ③プレーリーダー研修会、プレーパークの活動報告会をそれぞれ1回実施。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、体験型プレーパーク及びイベントブース出展を実施(年間計10回程度)。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施する(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。	子ども未来局	子ども育成部		
								プレーパーク実施団体数	11団体	11団体	①	達成								
									-	-	-		未達成							
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり																				
■子どもの安心と学びのための環境づくり																				
32	1-3	P60	子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	○	○	教育委員会 小・中・高等学校 等	無	-	-	-	-	-			・新学期に周知用カード(小中学生・高校生全員)及びチラシ(小学1、4年生、中学1年生)を配布することに加え、新学期から半年経過後の秋に新学期開始時に悩みがない子どもも新学期開始から6か月経過すると悩みが発生するであろうとの考えから、その子どもが子どもアシストセンターを悩み解決の糸口として活用してもらえよう、デザインを一新した周知用カード(小中学生・高校生全員)を配布した。 ・保護者向けに広報誌「あしすと通信」を作成し、子どもと過ごす時間が増える長期休暇(冬休み、春休み)前に配布した。 ・市内在住の中高生を対象にLINE広告を配信し、悩みを抱えた時にいつでも相談できるようお守り代わりにLINE友だち登録を呼びかけた。 ・悩みを抱える子どもの悩み解決の糸口となるようTikTok広告の配信を実施した。 ・出前講座を2回、子ども出前講座を19回(950人観覧)、出前授業を1回実施し、子どもの権利の理解促進や子どもアシストセンターの利用促進を図った。	・「年間を通した切れ目ない広報」を実現させるため、既存広報に新たな広報を組み合わせて計画を達成している。 ・周知用カード(小中学生・高校生全員)を新学期と秋の年2回配布するほか、保護者向け広報誌「あしすと通信」を配布する。 ・LINEやTikTok等のSNS広告を配信し、子どもアシストセンターの活用を助める。 ・子どもを対象に、子ども出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利の理解促進を図るとともに、子どもアシストセンターが安心して相談できる場所であることを周知する。 ・子どもに関わる様々な団体に対し出前講座を実施し、子どもに関する悩みや課題について共に考える。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局	
33	1-3 1-4	P60 P64	学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-			教育相談室では、保護者の同意のもと、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言した。教員研修では、学校における教育相談体制の在り方に関する研修や、子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施した。 校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行った。	教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言する。教員研修では、学校における教育相談体制の在り方や子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施する。 校内研修会では、不登校児童生徒とその保護者支援や未然防止の取組について、計画的・組織的に取り組むよう指導・助言を行う。	教育委員会	学校教育部	
34	1-3	P60	スクールカウンセラー活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるように、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	-	-	-	有	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	93.1%	96%	①	未達成	自分で解決しようという気持ちを尊重しつつ、他者に頼ることは、視野を広げ、心を成長させることになることを伝える。 家族は、共に悩み、成長を支えてくれる存在であることを伝える。 相談したことを後悔させないような相談体制の充実を図る。	小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り共通のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるよう配置を工夫したほか、各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和5年度は35,000件を越える相談があった	小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り共通のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるよう配置を工夫したほか、各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和5年度は35,000件を越える相談があった	教育委員会	学校教育部		
35	1-3 3-4	P60 P93	教育支援センターにおける支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	-	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率	53%	60%	①	未達成	各施設で多様なニーズに応えられるよう柔軟な支援を実施したことで登録者数が増加したが、教育機会確保法の趣旨の浸透もあり、学校へ復帰した人数が減ったと考えられる。 教育機会確保法の趣旨の浸透のみを目標とせず、社会的自立を目標とする状況を踏まえた目標値の妥当性を検討する。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区で教育支援センターサテライトを試行的に実施した。 支援につながない不登校児童生徒を対象に、教育支援センター一宮の沢においてオンラインによる支援を試行的に実施した。 平日だと参加が難しい保護者に配慮し、市内小中学校の不登校児童生徒の保護者を対象とした交流会を土曜日に開催した。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区で教育支援センターサテライトを全区へ展開拡充する。 支援につながない不登校児童生徒を対象に、教育支援センター一宮の沢において、オンラインによる支援を試行的に実施する。 市内小中学校の不登校児童生徒の保護者を対象とした交流会を平日に開催し、困りや悩みを共有できる機会を提供する。	教育委員会	学校教育部		

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
36	1-3 3-4	P60 P93	相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	○	-	地域住民	有	相談支援パートナー等の対応・支援により、不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合	80%	85%	①	未達成	令和4年度に比べ校内の不登校支援体制が整い、支援の成果は表れたが、不登校児童生徒数はこれまで以上に増加したため、全体としては目標値に届かなかったと考えられる。	相談支援パートナーの配置増員や支援時間数の検討並びに不登校児童生徒数の激増の昨今の状況に適切に対応するための検討	不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、モデル校(小学校100校)における相談支援パートナーの活用について効果検証を行った。	全小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーの配置を拡充し、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援をする。	教育委員会	学校教育部
37	1-3	P60	いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	○	○	札幌法務局人権擁護部 北海道警察生活安全部少年課 札幌市青少年育成委員会 公益財団法人さつぽろ青少年女性活動協会 北海道フリースクール等ネットワーク	有	いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合	93.1%	96%	①	未達成	すべての校種において、「誰にも相談しない」と回答した児童生徒が、5～10%程度いる。	自分で解決しようという気持ちを尊重しつつ、他者に頼ることは、視野を広げ、心を成長させることになることを伝える。 家族は、共に悩み、成長を支えてくれる存在であることを伝える。 さらに、令和3年に発生したいじめの重大事態の調査結果を受けて、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定を進めた。	アンケート調査の継続実施により、子どもが抱える悩みや、それに対する学校の対応状況を把握し充実を図る。また、少年相談室における相談対応や各種相談窓口の周知、子ども理解に関する教員研修を継続し、悩みを抱える子どもや保護者からの相談に適切に対応する。 令和3年に発生したいじめの重大事態の調査結果を受けて、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定を進めた。	令和6年4月に改定する札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、各学校において、学校いじめ防止基本方針を改定し、正しい法の理解に基づく組織的ないじめ防止の取組を進める。また、1人1台端末に心の健康観察アプリの導入を進め、いじめはもとより、子どもの困りや悩みの早期発見に努める。	教育委員会	学校教育部
38	1-3	P60	子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	-	フリースクールを運営するNPO法人等	有	補助事業団体数	12団体	12団体	①	達成			令和5年度は12団体への補助を行い、通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋がった。 新型コロナウイルス感染症対策として、3団体に対して環境整備に係る補助を行った。 また、光熱費高騰対策として、10団体に対し運営費の補助を行った。	令和5年度同様、予算24,000千円にて事業を継続する。	子ども未来局	子ども育成部
39	1-3	P60	札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	○	○	学習支援員(主に地域の大学生) 教育委員会	有	個別学習支援参加者の高校等進学率	100%	100%	①	達成			令和4年度と同じく、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とした。 保護課CWIによる生活保護受給世帯への家庭訪問を通して、対象世帯に参加勧奨を行った。	令和4年度と同じく、前年度からの継続者は4月開始、新規参加者は5月開始、実施規模も市内40会場(約15名/会場)、定員合計600名とする。 令和6年度は、参加者の拡大と長期欠席者の防止と併せて、子の職業観を育成など将来展望に繋げることを目的とした座学によらない学習活動や保護者向けの進路相談会を新たに実施する予定。	保健福祉局	総務部
40	1-3	P61	(仮称)学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	-	○	総務局国際部 札幌国際プラザ	無	相談者が「相談できてよかった」と感じている割合	99%	100%	①	未達成	令和4年度と同数値で推移しており、ある程度相談者のニーズに応じた相談は実施できているが、よりきめ細やかなニーズに沿った相談が求められる。	相談対応における研修の充実や、速やかな相談につながる相談体制の強化を行う。	日本語の能力のassessmentを行う「日本語能力判定コーディネーター」を配置し、帰国・外国人児童生徒に対する教育相談・支援の充実を図った。令和5年度は日本語能力判定コーディネーターが教育相談室で行った相談は4件、学校訪問を行った相談は2件、札幌国際プラザのコミュニティ通訳を活用した相談は2件であった。	特別支援教育地域相談推進事業に統合し事業を継続。帰国・外国人児童生徒教育支援事業連絡推進会議、および札幌国際プラザに英語・中国語表記のパンフレットを置き、本事業の周知を行う。また、札幌市教育センター教育相談室の相談体制を増やし、スムーズな相談につなげるとともに学校への訪問相談を実施する。	教育委員会	学校教育部
41	1-3	P61	公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	○	○	自主夜間中学 公益財団法人など 子ども未来局子ども育成部札幌市若者支援総合センター	無		-	-	-	-			令和4年4月に開校して以来、様々な事情で十分に義務教育を学ばなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としており、令和5年度末の在籍者は105名となった。	令和6年4月現在、110人の生徒が在学し、様々な事情で十分に義務教育を学ばなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としている。	教育委員会	学校教育部
42	1-3 3-4	P61 P92	若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	-	学習支援に取り組むNPO団体	有	学習支援利用者のうち高卒認定試験及び高等学校合格者数(累計)	12人	16人	②	未達成			進路や進学の悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ205件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には51名が参加し、うち9名が高卒認定資格を取得し、3名が高校入学試験に合格した。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部
43	1-3 3-4	P61 P92	若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5カ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	-	-	-	無		-	-	-	-			市内5カ所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 ・若者登録者数:13,470人 ・延べ利用者数:247,663人	市内5カ所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。	子ども未来局	子ども育成部
44	1-3 3-4	P61 P92	中学校卒業後等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	-	市内中学校及び高等学校	無		-	-	-	-			進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し、事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、86名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局	子ども育成部

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
■子どもが安心して暮らせる地域づくり																			
45	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	-	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数	108か所	100か所	①	達成			-子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(26団体に2,139千円)。 ・食料費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金を給付(72団体5,050千円) ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施(7団体2,292千円)。 ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	-子ども食堂に加え、食事の提供を伴わない学習支援や体験活動を行う団体にも対象を拡大し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。	子ども未来局	子ども育成部
46	1-3 3-3	P61 P89	児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	-	児童会館	無	-	-	-	-	-			コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努めた。	引き続き、コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努める。	子ども未来局	子ども育成部
47	1-1 1-2 1-3	P54 P58 P61	【再掲】地域における子どもの参加の促進	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	○	-	地域住民	無	-	-	-	-	-			地域の青少年育成委員に子どもの権利の広報紙や子どもの権利啓発カレンダーを配布したほか、地域関係者に向けた出前講座を行うなど、広く情報提供を行い、地域における子どもの参加等の促進につなげた。	地域における子どもの参加の実践例などの取組状況について、広く情報提供を行うことにより、地域における子どもの参加等の促進につなげていく。	子ども未来局	子ども育成部
48	1-3 3-3	P62 P88	少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-			約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部
49	1-3 3-3	P62 P88	少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教護協会	無	-	-	-	-	-			令和5年度実績:指導件数5,247件、声かけ件数20,727件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)	子ども未来局	子ども育成部
50	1-3 3-3	P62 P89	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	有	札幌市が「犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」と思う人の割合	46.0%	49.6%	①	未達成	札幌市における刑法犯認知件数が令和4年度(2022年度)から増加に転じており、体感治安の改善に影響を与えているため。	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」に基づき、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を行う。 ・「みんなの安全・安心ハンドブック」を市内の小学校入学児童に配布 ・「子ども110番の家」登録者に対し、見舞金補償保険の加入。表示ステッカー、対応の手引き及び登録者マップの配布。 ・「子ども110番の家」関連講座の実施(4回) ・子どもを対象とした出前講座(「子どもの防犯教室」「インターネット・SNSの脅威」)の実施(計27回)など	令和5年度と同内容の事業を実施予定	市民文化局	地域振興部	
■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)																			
51	1-3 4-3	P62 P106	子どものくらし支援コーディネーター事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	有	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数	253人	190人	①	達成			-子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげたり、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 ・相談受理件数:253件 ・支援継続件数:376件	「子どもコーディネーター」を1名増員のうえ、前年度までの児童会館や子ども食堂などに加えて新たに認可外保育施設にも巡回先を拡大し、困難を抱えている子供や家庭の早期把握、支援や見守りにつなげる。	子ども未来局	子ども育成部
52	1-3 3-1	P62 P84	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	-	-	-	有	SSWが関わることで児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向へ向かっている」割合	91.70%	86.0%	①	-			支援が必要な子どもを早期に発見するため、小学校を巡回する巡回SSWが受けた相談件数は1,849件であり、そのうち6件についてはSSW(有資格者)派遣につながった。その他の件については、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。	各学校に担当SSWを配置し、児童生徒への継続支援や定期的な訪問によるスクリーニング及び相談等しやすい体制を整えることとした。さらに担当SSWは月に1度、学校いじめ対策会議へ参加し、福祉的な視点から助言を行うことでのいじめの未然防止、早期発見につなげることをねらう。巡回SSWは、昨年度と同様、訪問等により、課題を抱える児童生徒をそ早期発見し、担当SSWにつなげることで福祉的な支援を行う。	教育委員会	学校教育部
53	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-			保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援した。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	子ども未来局	母子保健担当

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
54	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	妊婦訪問事業	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	③	-	訪問対象を従来の初妊婦に加え、希望する経妊婦にも対象を拡大。妊娠期から、出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行い、育児不安軽減や孤立防止を目的として実施した。	妊娠期から、出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行い、育児不安軽減や孤立防止を目的として実施する。	子ども未来局	母子保健担当部		
55	1-3 2-3	P62 P76	産後ケア事業	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	○	○	助産所等 各区健康・子ども課	有	不安を抱える産婦のうち、産後ケア事業を利用したことにより不安が軽減された方の割合	20.9%	16.6%	①	達成	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所等において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行った。	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所等の施設や産婦の居宅において心身の休養の機会を提供。育児に関する助言指導等を行う。	子ども未来局	母子保健担当部		
56	1-3 2-3	P63 P77	乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	①4か月児健康診査 実施回数:352回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和5年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:360回 ④3歳児健康診査 実施回数:358回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施回数:359回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:328回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:357回 ④3歳児健康診査 実施回数:354回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	子ども未来局	母子保健担当部		
57	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	母子保健相談員をR2から全区配置している中、R5は大、中規模区に2名配置し、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。	子育て世代包括支援センターがこども家庭センターの設置に伴い統合することとなったため、本取り組みは統合を持ち終了とする。	子ども未来局	母子保健担当部		
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済																			
■子どもの権利侵害に関する相談・救済																			
58	1-4	P63	子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。	○	○	各学校 児童相談所 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 等	無	-	-	-	-	-	相談状況については、実件数で1,144件、のべ件数で3,238件寄せられ、LINEや電話、Eメール、面談等により対応した。 調整活動は、24件の案件について120回実施し、相談者と関係者の間に立って問題の解決を図った。	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局		
59	1-4	P64	子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	広報活動の結果、LINE相談はのべ1,692件寄せられ、電話相談(1,125件)を上回った。 LINE広告の配信や、LINEのQRコード入りの周知用カードの配布により友だち登録総数が3,803件となった(前年比1,254件増)。	引き続きLINE相談を通年で実施するとともに、周知用カードやLINE広告、TikTok広告の配信等によりLINE相談をPRするとともに、いつでも相談できるようLINE友だち登録を勧め、アシストセンターとつながっている子どもを増やしながらか、いつでも気軽に相談できる環境を築いていく。	子ども未来局	子どもの権利救済事務局		
60	1-3 1-4	P60 P64	【再掲】学校における教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	教育相談室では、保護者の同意のもと、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言した。教員研修では、学校における教育相談体制の在り方や子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施した。校内研修会では、不登校支援や不登校の未然防止について計画的・組織的に取り組むよう指導、助言を行った。	教育相談室では、保護者の同意の下、支援の手だてや関係機関との連携等について学校に助言する。教員研修では、学校における教育相談体制の在り方や子ども同士の関わる力を高めるための研修を継続して実施する。校内研修会では、不登校児童生徒とその保護者支援や未然防止の取組について、計画的・組織的に取り組むよう指導・助言を行う。	教育委員会	学校教育部		
61	1-4	-	ヤングケアラー支援推進事業	潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、関係職員に向けた研修等による理解促進、ヤングケアラーが気軽に相談できる場の提供、広く市民に対する普及啓発を実施します。	○	○	子どもの権利総合推進本部 中・高・中等教育・特別支援学校	有	「困りごとがある場合に相談できる相手がいる」と回答した子どもの割合	98.1%	96.7%	①	達成	ヤングケアラー交流サロン:当事者同士の交流、情報交換を目的とした交流サロンを24回開催し、計96名が参加した。 ヤングケアラー専門相談窓口:ヤングケアラー本人のほか、関係者から広くヤングケアラーに関する相談に応じる専門相談窓口を開設し、1,313件の相談を受けた。 支援者向け研修:令和6年2月6、7日全3回実施。3回合計109名が参加。	引き続き、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けて普及・啓発を行うとともに、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげるための仕組みづくりを促進するため、以下の事業を実施する。 ピアサポート事業 ・専門相談窓口の設置 ・支援者向け研修 ・訪問支援事業 ・他法手き同行支援	子ども未来局	子ども育成部		

基本目標1 子どもの権利を大切に環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
■児童虐待への対応																			
62	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	無	-	-	-	-	-	-	-	要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月から、各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を位置付けた。	要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・こども家庭センターの機能強化を行う。	子ども未来局	児童相談所
63	1-4 4-1	P64 P97	子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	-	児童家庭支援センター	有	子育てに困ったときに相談できる場が整備されていると感じる市民の割合	-	-	-	②	達成	-	子ども安心ホットラインでは、電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施した。 また、市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施した。	子ども安心ホットラインでは、電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。 また、市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施する予定。	子ども未来局	児童相談所
64	1-4 4-1	P64 P97	児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	-	-	-	有	第4次強化プランの策定	検討	検討	②	達成	-	虐待により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、児童心理司を10名増員配置するとともに、協働の組織文化醸成のため全区に多職種合同研修を全区にて実施。	児童心理司について10名の増員を図るとともに、協働の組織文化醸成のため、全区で多職種合同研修を継続的に実施する他、新採用職員研修での職員育成ビジョンに係る研修を新たに実施する予定。	子ども未来局	児童相談所	
65	1-4 4-1	P64 P97	(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	-	-	-	有	(仮称)第二児童相談所の供用開始	工事着工	工事着工	①	達成	-	(仮称)第二児童相談所開設に向けて、工事着工した。	令和5年度に引き続き、令和7年度開設に向けて工事を実施するとともに、開設後の相談体制の検討を進める。	子ども未来局	児童相談所	
66	1-4 2-2 4-1	-	【新規】こども家庭センターの機能強化	各区保健センターにおける「こども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	③	達成	-	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行った。	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行う。	子ども未来局	児童相談所 母子保健担当部	
■権利侵害を起こさない環境づくり																			
67	1-4 4-5	P64 P109	共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	-	○	市文化局男女共同参画課 教育委員会 保健福祉局地域保健・母子保健担当課	無	-	-	-	-	-	-	-	対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。	対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部
68	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	63.4%	63%	①	達成	-	「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「帰国・外国人児童生徒支援」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部	
69	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	地域の各NPO団体、ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) 公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合	- (隔年調査)	- (隔年調査)	②	達成	-	・さっぽろ外国人相談窓口へ寄せられる悩みや不安について、関係機関と連携して解決をサポートした。(相談対応実績:出産・子育て関係197件、教育関係130件、身関係/結婚/離婚/DV等44件) ・医療機関受診時に医療通訳を提供する体制を整備した。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)で異文化紹介イベントを実施した。 ・姉妹都市の小・中学校とのオンライン交流や、総合学習への国際交流員の派遣(実施件数:29件、参加者数:1,735人)を通じて、市民の異文化理解や国際理解を促進した。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国人市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通じて市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部	
70	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	20,684人	20,371人	②	達成	-	・市民向け講演会の実施(オンラインで1回、アーカイブ配信を実施) ・出前講座等研修会実施(29回) ・事務局だよりの発行(1回) ・企業と連携し、児童虐待防止対応ダイヤル189ステッカーの掲出するなど、普及啓発に取り組んだ。	・市民向け講演会の実施 ・出前講座等研修会実施 ・事務局だよりの発行 ・企業や市民団体などとの連携により、社会全体の児童虐待防止に対する意識が高まるよう普及・啓発を行う。	子ども未来局	児童相談所	

基本目標1 子どもの権利を大切にす環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
71	1-4	P65	DV対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	-	○	児童相談所	有	DVを経験した時に相談しなかった割合	-	-	-	①	-	目標達成の確認については、令和8年度の市民意識調査にて確認	・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援を実施する。 ・地域情報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間などの大型ディスプレイなどを活用し、DVに該当する行為や相談窓口について広報実施。	・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援を実施する。 ・地域情報紙、地下鉄大通駅・札幌駅のデジタルサイネージ、地下歩行空間などの大型ディスプレイなどを活用し、DVに該当する行為や相談窓口、高齢被害者を想定した広報実施。	市民文化局	男女共同参画室
72	1-4	P65	デートDV防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデートDV防止講座を行います。	○	○	中学校 高等学校 大学 専門学校 女性支援や人権啓発を行うNPO法人等	有	DVを経験した時に相談しなかった割合	-	-	-	①	-	目標達成の確認については、令和8年度の市民意識調査にて確認	中学、高校、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施予定。(39校41回に実施)	中学、高校、専門学校の学生に対しデートDV防止講座を実施予定。(43校45回を予定)	市民文化局	男女共同参画室
■子育てに不安を抱える保護者等への支援																			
73	1-4 2-3	P65 P76	母子保健訪問指導事業(乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	③	-	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行った。	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行う。	子ども未来局	母子保健担当	
74	1-4 2-3	P65 P76	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	③	文書送付だけでなく、会議や電話等での情報共有も実施しており、必要な方についての共有は実施できている。	ほぼ目標値と同値であり、今後も引き続き必要な方についての情報共有を実施していく。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援を行った。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援する。	子ども未来局	母子保健担当
75	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦支援相談事業	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	③	-	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援した。	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師等が面接を実施。妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	子ども未来局	母子保健担当	
76	1-3 1-4 2-3	P62 P65 P76	【再掲】妊婦訪問事業	妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	③	-	訪問対象を従来の初妊婦に加え、希望する経妊婦にも対象を拡大。妊娠前から、出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行い、育児不安軽減や孤立防止を目的として実施した。	妊娠前から、出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行い、育児不安軽減や孤立防止を目的として実施する。	子ども未来局	母子保健担当	

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応 ■保育施設等の整備による定員の拡大																			
-	2-1	P67	私立保育所整備費等補助事業	保育費を軽減し、負担を軽減させる。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未来局	子育て支援部
-	2-1	P67	認定こども園整備費補助事業	幼保園の助し、た施設な教	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	子ども未来局	子育て支援部
77	2-1	P67	地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	未実施(令和4年度以降募集していない)	令和6年度においては実施予定なし	子ども未来局	子育て支援部	
78	2-1	P67	認可外保育施設の認可化移行支援事業	認可外保育施設から認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	未実施(募集したが応募なし)	令和6年度においては実施予定なし	子ども未来局	子育て支援部	
79	2-1	-	【新規】私立保育所等整備補助事業	私立保育所等の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育の受け皿を確保するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	-	-	-	有	待機児童数(国定)	0人	0人	①	達成	令和5年度私立保育所等の整備件数 6件	令和6年度私立保育所等の整備件数 7件	子ども未来局	子育て支援部		
■多様な保育サービスの提供																			
80	2-1	P67	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	○	-	保育所・認定こども園・地域型保育事業所・子育て支援施設	有	時間外保育の利用可能率	100%	100%	①	達成	令和5年度は540施設(公立保育所・認定こども園18、私立認可保育所・認定こども園384、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所134、公設民営地域型保育事業所1)で実施。	令和6年度は536施設(公立保育所・認定こども園18、私立認可保育所・認定こども園385、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所129、公設民営地域型保育事業所1)で実施予定。	子ども未来局	子育て支援部		
81	2-1	P68	休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	○	-	保育所・地域型保育事業所・子育て支援施設	無	-	-	-	-	-	【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にこここ保育園、青葉興正保育園、北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、札幌北はぐはぐ保育園 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にこここ保育園、青葉興正こども園、認定こども園北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	子ども未来局	子育て支援部		
82	2-1	P68	夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	○	-	保育所	無	実施施設数	3施設	3施設	③	達成	【札幌市大通保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~24:00 【札幌市しせいかん保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~22:00 【札幌市二十四軒南保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~24:00	【札幌市大通保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~24:00 【札幌市しせいかん保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~22:00 【札幌市二十四軒南保育園】 ・標準時間:10:00~21:00 ・時間外保育:①8:00~10:00②21:00~24:00	子ども未来局	子育て支援部		
83	2-1	P68	幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	○	-	幼稚園 認定こども園 子育て支援施設	有	利用可能率	100%	100%	①	達成	保護者の就労形態の多様化に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を253施設で実施。	保護者の就労形態の多様化に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を284施設で実施予定。	子ども未来局	子育て支援部		
84	2-1 3-1	P68 P82	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	-	-	-	有	安心して預かり保育を利用することができると感じる家庭の割合	56.6%	-	①	-	市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 実施日:月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) 園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。	市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 実施日:月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) 園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。預かり保育士の研修機会を創出し、実践の質を高める。	教育委員会	学校教育部		

「私立保育所整備費等補助業務」と「認定こども園整備費補助事業」の2事業が1事業に集約されたため、番号79に記載。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
93	2-1 3-1	P69 P82	幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 保健福祉局子ども発達支援総合センター 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	幼児教育センターにおいて集合型、動画配信等の教員向け研修を実施した。幼児教育センター研修等に1,332名(R6.3月時点/最終集約はR6.4月)、教職経験に応じた研修に454名の教職員が参加した。市立幼稚園教諭が区内の幼児教育施設に訪問し、園内研修の協力をする「訪問研修」は、小学校向け講座も新たに開始した。3校23園に対して33回実施し、延べ459名の教職員が参加した。園内研修の効果的な実施により子ども理解や遊びの充実につながるから、市立幼稚園教諭とともに幼児教育施設を対象に園内研修を啓発するリーフレットを作成した。	幼児教育センターにおいて講演会・専門研修及び教職経験に応じた研修の他、ニーズの高い研修を複数行う。今日の課題に関わって子どもの人権や外国人幼児等への指導について学ぶ講座を新設。「訪問研修」を訪問先のニーズに応じて進めるとともに、研修の進め方の工夫等、効果的な「訪問研修」の在り方について幼児教育センターと市立幼稚園教諭で検討する。園内研修を啓発するリーフレットを積極的に広報し、市内幼児教育施設における子どもの姿や保育の在り方等を語り合う園内研修の実施を促進する。	教育委員会	学校教育部		
									-	-	-	-							
									-	-	-	-							
94	2-1 3-1	P69 P82	市立幼稚園における実践研究の推進	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園、認定こども園、保育所等への普及・啓発を図ります。	△	△	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	令和4年度からの全国共通研究主題「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」をもとに幼児教育における今日的課題である「長時間保育」「遊びを通じた学び」「特別支援教育」「幼保小連携・接続」「家庭教育支援」を副主題に設定し、2園ずつペアになって研究を推進した。また、副主題ごとに研究アドバイザーを配置し、実践の客観的評価や助言を得ながら実践の質を高められるようにした。研究成果を区内の幼児教育施設や小学校及び家庭へ発信等で発信したり、4園が公開保育を実施し、札幌市の教職員等が共に幼児教育について学び合う機会をつかった。	継続して「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」について実践研究を行う。研究アドバイザーの助言や理論的な裏付け等を踏まえて3年次研究をまとめる。研究成果についてパンフレットを発行し、市内の幼児教育施設における活用を促すとともに、保護者や小学校に対して幼児教育についての理解を促す。	教育委員会	学校教育部		
									-	-	-	-							
									-	-	-	-							
95	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人(札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	年間日程や内容の周知に課題がある。幼児教育施設の勤務形態や施設形態の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、本会の趣旨を分かりやすく案内するリーフレットを配布し、参加を促す。実施後に内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画・運営した。10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図った。各園・校が主体的に互いの施設や教職員との連携や研修等の機会をもつための具体例を示したハンドブックを作成、配布した。特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数1,948名。	教育委員会	学校教育部	
									-	-	-	-							
									84.5%	100%	③	未達成							

基本施策2 社会全体での子育て支援の充実

■子育て家庭に対する支援の充実

-	2-2	P71	子育て支援総合センター事業	全市開と子育て支援センターとして												令和4年度3月末に閉館		子ども未来局	子育て支援部	
令和4年度の施設閉館に伴い、事業廃止。																				
96	2-2 3-3	P71 P88	区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備をします。	-	-	-	有	区保育・子育て支援センター設置数	10施設	10施設	①	達成			・中央区 予定通りR5.4.1に開設。		子ども未来局	子育て支援部	
									区保育・子育て支援センター設置数	10施設	10施設		達成							
									-	-	-		-							
97	2-2 3-3	P72 P88	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	○	○	-	有	子育てサロン利用者数(年間)	355,366人	321,557人	①	達成			・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行った。 ・8月より、訪問型子育て支援(ホームスタート事業)の開催地を西区にも拡大。		子ども未来局	子育て支援部	
									子育てサロン相談・情報提供件数(年間)	35,240人	36,385人		未達成							
									-	-	-		-							
98	2-2	P72	地域子育て支援事業(情報発信等)	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭に必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	○	○	-	有	さっぽろ子育て情報サイトの利用者満足度(満足していない割合)	16.3%	14.7%	①	未達成	行政側の視点での情報発信が多く、利用者が求める情報が不足している。	社会情勢に応じた情報発信だけでなく、子育て世帯が必要とする情報を適宜発信する。そのため、担当者会議における情報交換を充実させる。AIチャットボットの精度向上。	・さっぽろ子育て情報サイトに設置したAIチャットボットの利用対象者を、令和5年7月にひとり親家庭から子育て家庭全般に拡大。 ・妊娠期から就学前の子育て情報の発信を行った。		子ども未来局	子育て支援部	
									さっぽろ子育て情報サイトのページビュー数(年間)	4,087,965PV	4,600,000PV		未達成							
									-	-	-		-							
99	2-2	P72	父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	-	-	-	有	父子同室講座参加者の、育児に関する行動変容が期待されるもの割合	85%	80%	①	達成	体調不良等の理由によりキャンセル数が増えたため(申込数は239組)	当日キャンセル分は難しいが、事前キャンセル分はキャンセル待ちの方への案内、追加募集等の対応を継続する。	運動遊びをテーマとした父子同室講座を、区保育・子育て支援センターと認定こども園にじいろにて各区1回ずつ計10回、各回定員15組で開催した。また、啓発目的のイベント(定員50組)を開催した。		子ども未来局	子育て支援部	
									父子同室講座の参加組数(年間累計)	169組	200組		未達成							
									-	-	-		-							

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
100	2-2	P72	さっぽろ親子絵本ふれあい事業	絵本を通じて親子がふれあうひとときをもち、乳幼児が絵本にふれるきっかけをすることを目的に、4か月児健康診査での絵本の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報提供を行います。	-	-	-	有	さっぽろ親子絵本ふれあい事業が子どもに読み聞かせをするきっかけとなった割合	99%	99%	①	達成	近年4か月児健康診査の受診率が緩やかに低下している(札幌市衛生年報より)ためと考えられる。	さっぽろ子育てアプリから配信しているさずなメールにおいて、絵本を配布する時期に合わせた配信となるよう修正した。また、親子で絵本を楽しむための動画のPRや、ポスター等での事業周知を行う。	4か月児健康診査の際に、絵本、市長からのメッセージカード、絵本の読み聞かせに関する情報チラシを配布するほか、家庭での絵本の読み聞かせに関する動画のPR等、情報発信を行った。	令和5年度に引き続き4か月児健康診査の際に、絵本、市長からのメッセージカード、絵本の読み聞かせに関する情報チラシを配布するほか、家庭での絵本の読み聞かせに関する動画のPR等、情報発信を行う。	子ども未来局	子育て支援部
101	2-2	P72	保育ニーズコーディネート事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーターが多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	○	-	保育所・幼稚園・認定こども園	無	-	-	-	③	未達成	就学前児童数の減少により、来所者が減少したため	当事業について周知を行っている。	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供した。	各区に配置された保育コーディネーターが、子育て世帯に対して多様な保育サービスの情報を提供する。	子ども未来局	子育て支援部
102	2-2 3-1	P72 P84	家庭教育支援の充実	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいよう工夫して「親子応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	○	○	小・中・特別支援学校 幼稚園・認定こども園 子ども未来局子育て支援部	有	家庭教育事業への参加を、家庭教育に役立っている人の割合	92%	90%	②	達成	-	-	「家庭教育学級」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動規模が縮小した令和2年度以降、開設数・参加人数ともに緩やかな回復傾向にあり、令和5年度は81の園・学校が、学習会を企画・開催した(参加者2,060人)。「親子応援団事業」は、子育て支援事業と連携し、乳幼児の保護者を対象とした講座を行ったほか(参加者244人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数3,743回)。また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のサイト更新を行うなど、コンテンツの充実を図った(延べ閲覧者数26,772人)。	各家庭教育学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。	教育委員会	生涯学習部
103	2-2	P72	幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	○	○	幼稚園、保育所、認定こども園 あふる、各区保健センター等	無	札幌市幼児教育講演会、市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」における参加者数	2,257名	2,500名	③	未達成	講演会の視聴者数は、オンデマンド配信により増加した一方、子育て広場の参加者数はコロナ禍が明けても伸びなかった。	ホームページや札幌市公式LINEアカウント等を活用し、子育て広場等の情報をより発信する。また、講演会は、参加しやすい時期や期間を設定したオンデマンド配信とする。参加が難しい保護者も子育て支援の情報を得られるような発信方法を検討する。	札幌市幼児教育講演会を2週間のオンデマンド配信で実施。総視聴回数は280回。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で91回実施。累計で1,977名が参加。	札幌市幼児教育講演会を8月にオンデマンド配信で実施予定。市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で5月から3月まで実施予定。	教育委員会	学校教育部
104	2-2 2-3 2-4	-	妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成	-	-	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、従来の初妊婦に加え、希望する経産婦への訪問指導を実施した。	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当部
■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実																			
105	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	母子保健相談員をR2から全区配置している中、R5は大、中規模区に2名配置し、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。	子育て世代包括支援センターがこども家庭センターの設置に伴い統合することとなったため、本取り組みは統合を持ち終了とする。	子ども未来局	母子保健担当部
106	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所 ほか	無	-	-	-	-	-	-	-	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月から、各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を位置付けた。	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・こども家庭センターの機能強化を行う。	子ども未来局	児童相談所
107	2-2 3-3	P73 P88	児童家庭支援センター運営事業	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	○	○	市内児童家庭支援センター 児童相談所 各区家庭児童相談担当係	無	-	-	-	③	達成	-	-	市内6か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施した。	引き続き、市内6か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
108	2-2	P73	サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	○	○	①障がい児支援機関等(社会福祉法人桜の会、社会福祉法人妻の子会、特定医療法人さっぽろ慈心の郷、社会福祉法人はるにれの里、社会福祉法人札幌協働福祉会等) ②教育委員会学びの支援担当課等	無	-	-	-	-	-	3歳児健康診査、就学時健診での周知チラシの配布、ホームページへの掲載。	3歳児健康診査、就学時健診での周知チラシの配布、ホームページへの掲載。	保健福祉局	障がい保健福祉部		
109	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	【再掲】多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	地域の各NPO団体、ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) 公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合 (隔年調査)	-	-	達成	②	-	・さっぽろ外国人相談窓口寄せられる悩みや不安について、関係機関と連携して解決をサポートした。(相談対応実績:出産・子育て関係197件、教育関係130件、身分関係/結婚/離婚/DV等44件) ・医療機関受診時に医療通訳を提供する体制を整備した。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)で異文化紹介イベントを実施した。 ・姉妹都市の小・中学校とのオンライン交流や、総合学習への国際交流員の派遣(実施件数:29件、参加者数:1,735人)を通じて、市民の異文化理解や国際理解を促進した。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国人市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通じて市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部	
110	2-2	P73	消費者行政活性化事業費	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	○	○	ちあふる子育てサロン 児童会館	有	消費者教育を受けたり、自ら学んだことがある人の割合	-	-	-	③	-	市内の子育てサロン・児童会館(20か所)にて出張講座を実施	市内の子育てサロン・児童会館にて出張講座を実施予定	市民文化局	市民生活部	
111	2-2	P73	子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅(東雁来団地)の入居者を募集します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集。	現入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集予定。	都市局	市街地整備部	
■ワーク・ライフ・バランスの推進																			
-	2-2	P74	男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	「男女が共に活躍できる職場づくり応援事業」と「さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業」が1つの事業に集約されたため、番号115に記載。													市民文化局	男女共同参画室	
112	2-2	P74	育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、子の看護休暇の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	○	○	札幌商工会議所 市民文化局男女共同参画室 経済観光局産業振興部	有	ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数(延べ)	1001社	1000社	-	②	達成	企業に対する育児休業等の助成事業として、助成メニューの見直しや申請枠を増やし、下記のとおり実施した。 ①育児休業代替要員雇用助成金 9件 ②男性の育児休業取得助成金 65件 ③子の看護休暇有給制度創設助成金 3件	企業に対する育児休業等の助成事業として令和5年度に引き続き、下記のとおり実施する。 ①育児休業代替要員雇用助成金 ②男性の育児休業取得助成金 ③子の看護休暇有給制度創設助成金	子ども未来局	子ども育成部	
-	2-2	P74	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	「男女が共に活躍できる職場づくり応援事業」と「さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業」が1つの事業に集約されたため、番号115に記載。													市民文化局	男女共同参画室	
-	2-2	P74	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	「女性活躍に向けた働き方改革サポート事業」と「テレワーク・業務管理システム普及促進事業」が1つの事業に集約されたため、番号114に記載。													経済観光局	経営支援・雇用労働担当部	

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管					
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部				
									②AP活動指標	③(AP以外)指標													
113	2-2	P74	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	○	○	幼稚園、保育園等 子育て支援施設(ちあふる) 区役所保育コーディネーター 子ども未来局子育て支援部	有	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人数(累計)	334人	330人	①	達成		子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施(個別相談件数:2,128件)。 また、令和5年度は、チャット相談やセミナー動画配信等のオンラインサービスを拡充するほか、職場見学ツアー、ミニ合同企業説明会を新たに実施した。	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができない女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。 また、令和6年度は、新たな働き方であるギグワークの相談対応を開始するほか、女性の多様な働き方を紹介する事例集を作成し、周知・啓発を実施する。	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部					
-	2-2	P74	テレワーク・業務管理システム普及促進事業	市内業務員					「女性活躍に向けた働き方改革サポート事業」と「テレワーク・業務管理システム普及促進事業」が1つの事業に集約されたため、番号114に記載。										経済観光局	経営支援・雇用労働担当部			
114	2-2	-	【新規】働き方改革推進事業	企業の働き方改革を支援する常設相談窓口を設置し、多様な働き方を推進するためのテレワーク導入経費の補助等により企業の働き方改革を推進します。	-	○	市民文化局男女共同参画室	有	人材確保できている企業の割合	25.8%	28.5%	①	未達成	企業経営動向調査にて、市内企業2,000社に対し調査を実施し、「人材確保できている」と回答した割合が25.8%であったため。 また、運輸業、建設業は他の業種と比べて人材確保できている割合が低かった。	R6年度から企業へのコンサルタント支援を拡大するとともに、新設する「求人情報発信補助金」などにより市内企業の人材確保について、支援を強化していく。	企業の働き方改革を支援する常設相談窓口を開設し、テレワーク導入に係る各種相談をはじめ機器展示・体験コーナーの設置、機器の購入経費の補助や各種セミナー・コンサルティング支援・出前講座の実施により、新しい生活様式に対応した市内中小企業等の就労環境整備を推進する。 ①窓口利用実績 来所:136社、140人、電話:918件 ②補助金交付:150社/52,587千円 ③セミナー:30回開催/216社、251人参加 ④コンサルティング支援:10社、170時間支援 ⑤出前講座:10社、287人参加	企業の働き方改革を支援する常設相談窓口を設置し、テレワーク導入に係る各種相談をはじめ機器展示・体験コーナーの設置、機器の購入経費の補助や各種セミナー・コンサルティング支援・出前講座の実施等により、新しい生活様式に対応した市内中小企業等の就労環境整備を推進する。 また、「求人情報発信補助金」の新設により、企業の人材確保に向けた取組を支援する。	経済観光局	経営支援・雇用労働担当部				
115	2-2	-	【新規】男女がともに活躍できる環境づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用します。 ・男女がともに暮らし働きやすい社会を目指し、市民・企業向けのフォーラムを実施するなど、普及啓発を行います。	○	○	市内社会保険労務士企業(セミナー開催における連携) 市民 子ども未来局	有	やりがいと充実感を感じて働く女性の割合	45.2%	33.7%	①	達成		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証企業数	1,001社	1,000社		達成	・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用した。 ・男女がともに暮らし働きやすい社会を目指し、市民向け8回、企業向け5回のオンラインフォーラムを実施し、普及啓発を行った。	・ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を運用する。 ・男女がともに暮らし働きやすい社会を目指し、市民・企業向けのフォーラムを実施するなど、普及啓発を行う。	市民文化局	男女共同参画室
116	1-4 2-2 4-1	-	【新規】【再掲】子ども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「子ども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	③	-		-	-	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行った。	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行う。	子ども未来局	児童相談所/母子保健担当部			
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実 ■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備																							
117	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-		-	-	母子保健相談員をR2から全区配置している中、R5は大、中規模区に2名配置し、妊娠期から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。	子育て世代包括支援センターが子ども家庭センターの設置に伴い統合することとなったため、本取り組みは統合を持ち終了とする。	子ども未来局	母子保健担当部			

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管						
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部					
									②AP活動指標											③(AP以外)指標				
123	1-4 2-3	P65 P76	【再掲】保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	有	-	-	-	③	-	文書送付だけでなく、会議や電話等での情報共有も実施しており、必要な方についての共有は実施できている。	ほぼ目標値と同値であり、今後も引き続き必要な方についての情報共有を実施していく。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援を行った。	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援する。	子ども未来局	母子保健担当					
124	2-3	P76	不妊専門相談事業	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図った。	専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	子ども未来局	母子保健担当					
125	2-3	P76	不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	-	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成。	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成する。	子ども未来局	母子保健担当					
126	2-3	P76	産婦人科救急コーディネート事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	○	○	保健所 医療機関	無	-	-	-	③	-	-	問診により緊急受診が必要と判断された相談に対する搬送コーディネート達成率	100%	100%	達成	-	-	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整(365日、19時～翌朝9時)	産婦人科救急相談電話の運営・救急情報オペレーターによる患者受入調整(365日、19時～翌朝9時)	保健福祉局	ウェルネス推進部
127	2-2 2-3 2-4	-	【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成	妊婦訪問の実施率	41%	35%	達成	-	-	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげた。また、従来の初妊婦に加え、希望する経産婦への訪問指導を実施した。	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当	
128	2-3	-	【新規】不妊治療費助成事業	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成する。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	有	不妊治療費助成の累計件数	439件	1815件	①	未達成	不妊治療費助成の累計件数	439件	1815件	未達成	令和5年12月から事業を開始したが、十分に事業の周知が市民へ行き届いていなかったと考えられるため。	企業などへも広く周知を行う。	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成。	不妊治療のうち、先進医療については治療費が高額となっていることから、経済的負担の軽減を図るため、先進医療の検査及び治療等にかかる費用の一部を助成する。	子ども未来局	母子保健担当	
129	2-3	-	【新規】妊娠SOS相談事業	予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	有	妊娠葛藤を抱える方の母子健康手帳の出産後交付数	20件	10件	①	未達成	妊娠SOS相談の年間相談者数	-	-	令和5年度は妊娠SOS相談の委託業務が開始しておらず、今後支援体制の構築により、減少することを目指す。	令和6年度委託開始となるため、事業周知とともに支援の充実を図る。	民間で実施している相談窓口の普及啓発を実施した。	令和6年度から本事業の委託を北海道と共同で実施する。初回産科受診料助成と受診同行も併せて開始となるため、支援の充実を図る。また、普及啓発も引き続き実施する。	子ども未来局	母子保健担当		
■値やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援																								
130	2-3	P77	母子関連マスキング事業	新生児の先天性の病気などを早期発見・早期治療することで障がいの原因となる病気の発症を未然に防止する。	○	○	医療機関 各区健康子ども課 子ども未来局子育て支援部 子育て支援課	無	① 新生児マスキング受検率 ② 胆道閉鎖症検査受検率	① 113.5% ② 64.0%	① 110%	③	達成	-	-	①新生児マスキング 札幌市内で出生した全新生児を対象として、医療機関等から送付されるろ紙血液に含まれるホルモン、アミノ酸などの検査を実施した。 実施件数:11,868件 発見患者数:16人 ②胆道閉鎖症検査 生後1か月の乳児を対象に、保護者が1か月健診時に提出した検査用紙の便色を確認し、検査を実施した。 実施件数:6,690件 発見患者数:0人 ③妊婦甲状腺機能検査(事業終了)	<①新生児マスキング> 札幌市内で出生した全新生児を対象として、医療機関等から送付されるろ紙血液に含まれるホルモン、アミノ酸などの検査を実施する。 <②胆道閉鎖症検査> 同事業について、有用性が明らかではないことから、令和5年度中に終了とした。代替として、母子健康手帳の余白部分、ホームページ等を活用した便色カードの利用の啓発に切替えている。 <③妊婦甲状腺機能検査> 同事業について、検査に必要な試薬の製造が中止となったことから、令和4年度いっぱい終了とした。	保健福祉局	衛生研究所					

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
131	1-3 2-3	P63 P77	【再掲】乳幼児健康診査	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-		①4か月児健康診査 実施回数:352回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和5年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:360回 ④3歳児健康診査 実施回数:358回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施回数:359回 ②10か月児(再来)健康診査 実施回数:328回 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:357回 ④3歳児健康診査 実施回数:354回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	子ども未来局	母子保健担当	
132	2-3	P77	5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを見出し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	○	○	医療機関 療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-		-5歳児健康診査を実施 -5歳児発達相談を実施	-5歳児健康診査を実施予定 -5歳児発達相談を実施予定	子ども未来局	母子保健担当	
133	2-3	P77	赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	○	○	医療機関等 各区健康子ども課	無	1,999件	407件	438件	未達成	受検率は検査費用を助成した人数と出生数で算出している。実施要綱では、助成対象者の定義を、札幌市の住民基本台帳に記載されている者が出生した新生児及び乳児で、乳児も同様に住民登録を行うものとしており、転入・転入や養子等、出生数の全てを助成できるものではない。	検査費用の助成対象とならない場合でも医療機関において新生児聴覚検査を行っている。医療機関とは助成対象確認の問合せ等、密に連絡をとっており、適切な療育につながるよう留意している。	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図った。	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	子ども未来局	母子保健担当	
134	2-3	P77	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	○	○	札幌市医師会 各区保健センター	有	おたふくかぜワクチン接種率	43%	50%	未達成	昨今の物価高騰等の影響もあり、接種費用の捻出が困難な子育て世帯があったことが一つの要因と考えられる。	目標値には届かなかったものの、これまでの水準と同程度の接種率で小児ワクチン接種スケジュールの1つとして定着の兆しが見えはじめており、一定の成果を出すことができていることから、定期接種の対象となるまでの間、事業を継続する。	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン任意予防接種時の費用を助成。	令和5年度同様、当該事業を実施する。	保健福祉局	保健所	
135	2-3	P77	思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	○	○	小・中・高等学校 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	令和元年以降減少傾向であった10代の中絶が増加に転じた。行動制限緩和の影響もあると考えられるが、思春期における心身の健康づくりについての意識醸成が必要。	各学校への講話だけでなく、思春期ヘルスケア普及啓発により、各区における関係機関のネットワーク構築を実施した。	学校教育と連携して、小・中・高校生及びその保護者を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行った。思春期ヘルスケア普及啓発事業において、各区の関係機関とのネットワーク会議を実施した。	学校教育と連携して、小・中・高校生及びその保護者を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行う。思春期ヘルスケア普及啓発事業において、各区の関係機関とのネットワーク会議を実施する。	子ども未来局	母子保健担当
136	2-3	P77	若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	○	○	医療機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	医療機関における活用が当初想定よりも少なかったため。	広く市民に普及啓発できるよう、医療機関だけでなく、教育機関や関係部局における活用を促していく。	医療機関等との連携により、若い世代に性に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備した。	医療機関等との連携により、若い世代に性に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備する。	子ども未来局	母子保健担当
137	2-3	P77	思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	○	○	公益財団法人北海道精神保健推進協会 札幌市若者支援総合センター 各区保健福祉部	無	-	-	-	-	-	-	-	思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に関わる関係機関との連携を図った。	引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に関わる関係機関との連携を図る。	保健福祉局	障がい保健福祉部
138	2-3	P77	食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぼる21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	○	○	小・中学校 企業、地域団体 各区健康・子ども課 子ども未来局子育て支援課	有	1日の野菜摂取量(20歳以上)	-	350g以上	-	達成	-	-	-野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行った。 -各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行った。	-野菜摂取強化月間等でポスターの掲示や野菜レシピ配布等により啓発を行う。 -各区保健センターにおいて、乳幼児健診時に啓発を行う。	保健福祉局	ウエルネス推進部

基本目標2 安心して子どもを生育てられる環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											
146	2-4	P78	札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	-	-	-	有	受給者のうち、技能習得により、就職・進学など経済的自立に資するキャリアを積むことができた者の割合	100%	100%	①	達成			生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。 R5年度支給実績:134人	引き続き、生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	子ども未来局	子育て支援部	
147	2-4	P79	就学援助	経済的理由により修学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	○	-	小・中学校	無	-	-	-	-	-	-			対象児童数(小学校):10,395人 対象生徒数(中学校):6,240人	見込み対象児童数(小学校):11664人 見込み対象生徒数(中学校):6,755人	教育委員会	学校教育部
148	2-4	P79	実費徴収に係る補給給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	-	-	-	有	実施率	100%	100%	①	達成			世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。 R5補助対象実績:1,316人	引き続き、世帯の状況に応じた円滑な教育・保育を実施することで、子どもを産み育てやすい環境促進を図る。(R6補助対象人数は1,294人の見込み)	子ども未来局	子育て支援部	
149	2-4	P79	助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	-	-	-	有	助産施設運営補助の実施	実施	実施	①	達成			令和5年11月に新たに助産施設を認可し、市内6施設14床にて実施。	引き続き、市内6施設で実施。	子ども未来局	子育て支援部	
150	2-4	P79	私学助成	私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	-	-	-	有	①ふるさと納税寄付額(年間)	①43,335	①25,000	①・③	達成			①以下の金額を各学校の学級数に応じて交付予定。加えて、ふるさと納税制度による寄付金を募り、必要経費等を除いた額を寄付者が指定した学校に交付予定。 ・小学校(2校)700千円 ・中学校(7校)2,100千円 ・高等学校(18校)85,600千円 ・ふるさと納税寄付分26,606千円 ②対象園127園に対し、補助を実施。	①以下の金額を各学校の学級数に応じて交付した。 ・小学校(2校)700千円 ・中学校(7校)2,100千円 ・高等学校(18校)85,600千円 ・ふるさと納税寄付分26,606千円 ②対象園127園に対し、補助を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部・子育て支援部	
151	2-4	P79	小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	○	-	小・中学校	無	希望者への助成率	100%	100%	①	達成			助成対象者数 ・小学生968人 ・中学生242人	助成予定対象者数 ・小学生936人 ・中学生256人	教育委員会	学校教育部	
152	2-4	P79	高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	○	-	中学校・高等学校等	有	助成申請者数	874人	710人	②	達成			助成者数 874人	助成者数 758人	教育委員会	学校教育部	
153	2-4	P79	市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-			市営地下鉄に乗車する場合、同伴する保護者1人につき幼児4人まで乗車料無料としている。	令和6年度についても同様に実施を予定。	交通局	事業管理部
154	2-2 2-3 2-4	-	【再掲】妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフト(妊娠分50,000円、出産分50,000円)を支給する。	○	○	各区健康・子ども課	有	妊娠期アンケートにより把握した、新たに支援が必要な妊婦等への継続的支援の実施率	100%	100%	①	達成			妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	妊娠・出産寄り添い給付金の申請書を送付するとともに、電子回答できる妊娠期アンケートを送付し、回答が得られた妊婦のニーズを把握し必要な支援につなげる。また、妊娠中や産後に訪問指導を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施する。	子ども未来局	母子保健担当	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
基本施策1 充実した学校教育等の推進																			
■幼児期の教育の充実																			
155	2-1 3-1	P69 P82	【再掲】幼児教育の質的向上を図るための研修の充実	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 保健福祉局子ども発達支援総合センター 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	幼児教育センターにおいて集合型、動画配信等の教員向け研修を実施した。幼児教育センター研修等に1,332名(R6.3月時点/最終集約はR6.4月)、教職経験に応じた研修に454名の教職員が参加した。市立幼稚園教諭が区内の幼児教育施設に訪問し、園内研修の協力を「訪問研修」は、小学校向け講座も新たに開始した。3校23園に対して33回実施し、延べ459名の教職員が参加した。園内研修の効果的な実施により子ども理解や遊びの充実につながることから、市立幼稚園教諭とともに幼児教育施設を対象に園内研修を啓発するリーフレットを作成した。	幼児教育センターにおいて講演会・専門研修及び教職経験に応じた研修の他、ニーズの高い研修を複数回行う。今日的課題に関わって子どもの人権や外国人幼児等への指導について学ぶ講座を新設。「訪問研修」を訪問先のニーズに応じて進めるとともに、研修の進め方の工夫等、効果的な「訪問研修」の在り方について幼児教育センターと市立幼稚園教諭で検討する。園内研修を啓発するリーフレットを積極的に広報し、市内幼児教育施設における子どもの姿や保育の在り方等を語り合う園内研修の実施を促進する。	教育委員会	学校教育部
156	2-1 3-1	P69 P82	【再掲】市立幼稚園における実践研究の推進	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	△	△	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	-	-	-	-	令和4年度からの全国共通研究主題「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」をもとに幼児教育における今日的課題である「長時間保育」「遊びを通じた学び」「特別支援教育」「幼保小連携・接続」「家庭教育支援」を副主題に設定し、2園ずつペアになって研究を推進した。また、副主題ごとに研究アドバイザーを配置し、実践の客観的評価と助言を得ながら実践の質を高められるようにした。研究成果を区内の幼児教育施設や小学校及び家庭へ通信等で発信したり、4園が公開保育を実施し、札幌市の教職員等が共に幼児教育について学び合う機会をつくった。	継続して「質の高い幼児教育の実現に向けて～つながるひろがる札幌市の幼児教育～」について実践研究を行う。研究アドバイザーの助言や理論的な裏付け等を踏まえて3年次研究をまとめる。研究成果についてパンフレットを発行し、市内の幼児教育施設における活用を促すとともに、保護者や小学校に対して幼児教育についての理解を促す。	教育委員会	学校教育部
157	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	【再掲】幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 一般社団法人 (札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	-	-	-	③	未達成	年間日程や内容の周知に課題がある。幼児教育施設の勤務形態や施設形態の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、本会の趣旨を分かりやすく案内するリーフレットを配布し、参加を促す。実施後に内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画・運営した。10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図った。各園・校が主体的に互いの施設や教職員との連携や研修等の機会をもつための具体例を示したハンドブックを作成、配布した。特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数1,948名。	教育委員会と市立幼稚園が連携し「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画・運営。10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」や「幼小の学びのつながり」について学ぶ機会をもち、引き続き理解を図るとともに主体的な取組を促進。R5に作成したハンドブックの周知や活用。特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを引き続き電話やICTを活用して実施。	教育委員会	学校教育部
158	2-1 3-1	P68 P82	【再掲】市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	-	-	-	有	安心して預かり保育を利用することができる感じる家庭の割合	56.6%	-	①	-	-	-	市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く)園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。預かり保育士の研修機会を創出し、実践の質を高める。	市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く)園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。預かり保育士の研修機会を創出し、実践の質を高める。	教育委員会	学校教育部
■充実した学校教育等の推進																			
159	3-1	P82	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学ぶ力』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	○	-	小・中・高等学校PTA	無	「さっぽろっ子『学ぶ力』のススメ」の趣旨や活用の仕方について、保護者や地域等にも説明する学校の割合	96%	100%	③	未達成	ここ数年の新型コロナウイルス感染症の拡大防止による制限により、保護者の来校機会や地域と関わる機会が見直され、直接説明する機会が減少した背景が考えられる。	今年度から「さっぽろっ子『学ぶ力』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信としており、学校が繰り返し保護者に配信したり学校HPに掲載したりすることが可能となり周知の方法の幅が広がった。令和6年度の各学校の取組予定を確認すると、今後取り組むと回答した学校が増加傾向にあった。今後は懇談会や教育相談等での活用など、各学校の活用の仕方等について、共有できるような機会の創出に努めていく。「学ぶ力」育成プログラムについては、今年度書式を更新し、各学校に作成していただいていることから、今後各学校の取組の状況について、校内研修や教育課程研究協議会等で話題にし、取組状況を捉えていく予定。	札幌市の学校教育における子ども観・教育観を学校・家庭・地域で一層共有できるよう、「さっぽろっ子『学ぶ力』のススメ」の保護者向け説明資料を作成し、情報発信の充実を図った。課題探究的な学習をAARサイクルという視点で捉え直し授業改善を図った。	「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」を大幅に改訂し、「課題探究的な学習」と「自治的な活動」を二本柱としながら「学ぶ力」を育成するよう再価値付けするとともに、各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成し、取組を推進する。「さっぽろっ子『学ぶ力』のススメ」、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」をデータ配信とし、家庭や地域に繰り返し発信できるようにする。	教育委員会	学校教育部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
160	3-1	P83	課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、全ての市立学校で活用できるような取組を進めます。	-	-	-	無	-	-	-	③	達成			開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、教職員の資質向上にかかる研修を実施。従来から実施している教職員研修による課題探究的な学習モデルの普及に加えて、令和4年度から市立高校各校において導入された一人一台端末を活用し、課題探究的な学習モデルの更なる普及に向けた取組を進めた。	開成中等教育学校においては、引き続きICT及びIBの教育プログラムを活用しながら、全学年全教科で課題探究的な学習を進めるとともに、研修内容の充実を図り、課題探究的な学習モデルの更なる普及を進める。市立高校各校においては、一人一台端末の更なる活用に向け、更なる取組を進める。	教育委員会	学校教育部
161	3-1	P83	札幌らしさを生かした学習活動の推進	「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園、学校で推進し、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。	○	○	建設局雪対策室、環境局、教育委員会中央図書館、学校図書館ボランティア	有	-	-	-	③	達成			本事業の趣旨を「札幌市学校教育の重点」に掲載し、これまでの実践事例等を含めて啓発を進めた。各学校が自校の取組をホームページに掲載し保護者、地域等へ広く発信した。「ふるさと札幌」における学び・成長に誇りをもてる教育を、札幌市学校教育の重点の総括として位置付けた。	本事業の趣旨を「札幌市学校教育」に掲載し、これまでの実践事例等を含めて啓発を進める。各学校が自校の取組をホームページに掲載し保護者、地域等へ広く発信する。「ふるさと札幌」における学び・成長を実感し、その過程や経験に誇りをもてる教育を、札幌市学校教育の総括として位置付ける。	教育委員会	学校教育部
162	3-1	P83	「算数にーごープロジェクト」の推進	課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に、25人程度の少人数による指導を行うことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	-	-	-	有	算数の問題の解き方が分からないときは、諦めずにいろいろな方法を考える児童の割合	-	80%	①	未達成	全国学力・学習状況調査の質問項目の変更のため、令和5年度の数値が把握できていない。	今後も事業目標達成に向けて取組を進める。	令和6年度から実施する算数及び「beyond」プロジェクト事業の趣旨や実施方法について、理解を深めるため、リーフレットを作成した。子どもが主体的に学習できるようにbeyondパッケージを10単元において作成した。にーごー講師を対象とした説明・研修会を年度始めに全市一斉に実施。その他年2回の研修会を区ごとに実施した。	算数にーごープロジェクト事業の取組を基盤に、「算数及び『beyond』プロジェクト」における子ども一人一人の主体性を大切にしながら多様な学びの実現を目指す。本事業の趣旨について理解を深めるため、動画の配信、講師研修会を実施する。本事業の取組の促進のため、研究推進校による取組の推進を図る。また、実践事例を公募する。	教育委員会	学校教育部
163	3-1	P83	外国語指導助手(ALT)の活用	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校などに外国語指導助手(ALT)を増員配置します。	-	-	-	有	ALTなどの外国人と関わることが楽しいと思うと答えた子どもの割合	80%	81%	①	未達成	外国人と接する授業時間が前年度と大きく変わらない状況があったことが一因と考えられる。	小学校外国語活動が始まる小学校3,4年生の年間全35時間の授業のうち、ALTが関わる機会が約3分の1程度にとどまっている状況を鑑み、今後は少しずつ増やしていく。	外国語指導助手(ALT)を令和4年度同様に129名体制で配置。(JETプログラムによるALT35人、民間委託によるALT94人)市立小学校196校に対し、3～6学年の学級数に応じて定期的ALTを配置。市立中学校97校(福移学園含む)のうち隔週の配置を30校、通年の配置を67校として、学級数に応じてALTを配置。市立高等学校5校に対し、それぞれALT1人を通年配置し、市立高等学校2校に対し、学科・コースの特色に応じて複数のALTを配置。市立特別支援学校5校及び分校2校に対し、ALTを1名配置。夜間中学には週3回×2時間の授業時間にALTを配置予定。	外国語指導助手(ALT)を44名増員し、173名体制で配置予定。(JETプログラムによるALT35人、民間委託によるALT138人)市立小学校196校に対し、80名のALTを配置予定。3,4年生は年間35時間全ての授業時間に、5,6年生は年間70時間のうち約50%の配置を予定。市立中学校97校(福移学園含む)のうち隔週の配置を30校、通年の配置を67校として、学級数に応じてALTを配置。市立高等学校5校に対し、それぞれALT1人を通年配置し、市立高等学校2校に対し、学科・コースの特色に応じて複数のALTを配置。市立特別支援学校5校及び分校2校に対し、ALTを1名配置。夜間中学には週3回×2時間の授業時間にALTを配置予定。	教育委員会	学校教育部
164	3-1	P83	子どもの体力・運動能力向上事業	子どもの体力・運動能力の向上を目指し、大学と連携してその方策を検討するとともに、運動機会の少ない子どもを対象としたスポーツイベントを開催するなど、子どもの運動・スポーツ機会の一層の充実を図ります。	○	-	・北海道教育大学札幌校 ・A-bank北海道	有	体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合	小男7.3%、小女12.9%、中男15.1%、中女29.7%	小男6.5%、小女10.5%、中男10.7%、中女22.4%	①	未達成	特に、中学校女子の1週間の総運動時間が0分の割合が大幅に増加して顕著になっており、全く運動をしない子どもが増えた。	中学校においては、肯定的に考えている生徒の中にも、一定数全く運動しない生徒もいることから、授業を通して実感した運動の楽しさを授業以外の取組へとつなげるための工夫した取組を進める。	子どもの体力向上に係る調査研究の深化及び、成果を生かした取組の普及を図るとともに、運動機会の少ない子どもを対象とした取組、スポーツイベント等を開催した。札幌市学校教育の基盤として位置付けた「人間尊重の教育」や包括的重点である「さっぽろっ子『学び』」の活用、「小中一貫した教育」の推進、「ICTを活用した教育の推進」と関連付けるとともに、各学校が、健やかな体育プログラムを作成し実施した。特に、子ども一人一人が運動の楽しさに触れられるようにすることを重視した取組を展開した。	体育・保健体育等の授業を通して実感した運動の楽しさを授業以外で子どもの運動機会につなげる取組の充実を図る。保健教育の充実を図り、健康の保持増進と運動習慣を関連付ける取組を展開する。子ども一人一人が運動の楽しさに触れられるように、子どもの声を反映させて取組む。	教育委員会	学校教育部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
165	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	63.4%	63%	①	達成			「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「帰国・外国人児童生徒支援」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部
166	3-1	P83	進路探究学習オリエンテーリング事業	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	○	-	公益社団法人 北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部	有	自分の生き方や進路を考えるきっかけとなった子どもの割合	51.5%	70%	①	未達成	当日の体験内容と生徒の意識がつながるような働きかけが不足していた。	北海道私立専修学校各種学校連合会札幌支部と意見交換会を実施し、本事業の充実に向けて検討を行った。	各期で複数講座の受講を認め、中学生が様々な職業を体験できるようにした。引き続きインターネットを活用した申込方法を採用するとともに、本事業の魅力が伝わり、中学生の興味関心が高まるようなチラシやポスターを作成し、各学校へ配布した。	希望する生徒が複数の講座に参加できるようにし、興味や関心に応じて様々な職業を体験できるようにする。講座一覧が掲載されたチラシを配布して申込をしやすくし、より多くの中学生が本事業に参加できるようにする。	教育委員会	学校教育部
167	3-1	P83	小中連携・一貫教育推進事業	全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進めることにより、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。また、より高い効果が期待できる地域において、小中一貫校の設置を検討します。	-	-	-	無	小中合同研修を実施している中学校区の数	97校区	97校区	③	達成			「小中一貫した教育」の推進の四つの視点の一つである「家庭や地域との関わり」の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの育ちを継続して支えていくため、コミュニティ・スクールの導入を進めた。 令和7年度定山溪地区、令和9年度真駒内地区(予定)、令和11年度青葉地区(予定)の義務教育学校の設置に向けて、教育課程の編成をはじめとする学校づくりの取組を進めた。	子どもが多様な人と関わり、子どもの思いや願いを実現していくために、家庭や地域との連携を図るとともに、コミュニティ・スクールの導入を進め、R6のCS導入校と連絡協議会を基に情報共有するとともに、令和7年度以降にCS導入を予定している学校に対して研修会等を実施し、取組の促進を図る。	教育委員会	学校教育部
168	3-1	P83	高校改革支援事業	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	-	-	-	有	市立高校の入学 者選抜出願倍率	1.4倍	1.3倍	②	達成			引き続き各校の特色化を進めながら、市立高校が合同で実施する学校間連携事業の更なる充実を図ること、市立高校全体の魅力向上を図った。 市立高校コンシェルジュを活用して地域と市立高校をつなぐことにより、地域との連携・協働のより一層の強化を図った。 旭丘高校数理データサイエンス科において、北大と連携し、データサイエンス教育の充実を図った。	令和5年3月策定の札幌市立高校校教育改革方針第2期実行プランに基づき、引き続き市立高校コンシェルジュを活用して、市立高校各校の特色化・魅力化を図るとともに、高校と地域をつなぐコーディネーターの導入の検討を行い、地域との更なる連携・協働の強化を進める。	教育委員会	学校教育部
-	3-1	P83	教育の情報化推進事業	急迫した活用し得る	事業に一部変更があったことから、新規事業として番号172に記載。												教育委員会	生涯学習部	
169	3-1	P83	部活動における外部人材の活用事業	各中学校における部活動の振興のため、部の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣します。	-	-	-	有	スポーツ・文化芸術に親しむ機会が十分にあると感じている中学生の割合	84.8%	80%	①	達成			部活動指導員を68名配置するとともに、特別外部指導者を32名派遣。	令和6年度は、部活動指導員の人数を83名に増員し、各学校に配置するとともに、特別外部指導者について32名を派遣予定。	教育委員会	学校教育部
170	3-1	P84	少人数学級の拡大	一層きめ細かな教育を実現するため、35人学級の小学3・4年生への拡大など、少人数教育の充実を検討します。	-	-	-	無		-	-	-	-			令和5年度に小学校4年生で35人学級を全面実施したところ。今後は、令和7年度までに小学校全学年へ順次拡大していく。	令和6年度に小学校5年生で35人学級を全面実施したところ。今後は、令和7年度に小学校6年生まで拡大し、小学校全学年での少人数学級が完成する予定。	教育委員会	学校教育部
171	2-2 3-1	P72 P84	【再掲】家庭教育支援の充実	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事をもち保護者等が参加しやすいように工夫して「親子応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	○	○	小・中・特別支援学校 幼稚園・認定こども園 子ども未来局子育て支援部	有	家庭教育事業への参加を、家庭教育に役立てている人の割合	92%	90%	②	達成			「家庭教育学級」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動規模が縮小した令和2年度以降、開設数・参加人数ともに緩やかな回復傾向にあり、令和5年度は81の園・学校が、学習会を企画・開催した(参加者2,060人)。 「親子応援団事業」は、子育て支援事業と連携し、乳幼児の保護者を対象とした講座を行ったほか(参加者244人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数3,743回)。 また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のサイト更新を行うなど、コンテンツの充実を図った(延べ閲覧者数26,772人)。	各家庭教育学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。	教育委員会	生涯学習部
172	1-3 3-1	P62 P84	【再掲】スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	-	-	-	有	SSWが関わることで児童生徒の抱える課題が「解消」または「解消の方向」へ向かっている割合	91.7%	86.0%	①	-			支援が必要な子どもを早期に発見するため、小学校を巡回する巡回SSWが受けた相談件数は1,849件であり、そのうち6件についてはSSW(有資格者)派遣につながった。その他の件については、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。	各学校に担当SSWを配置し、児童生徒への継続支援や定期的な訪問によるスクリーニング及び相談等しやすい体制を整えることとした。さらに担当SSWは月に1度、学校いじめ対策会議へ参加し、福祉的な視点から助言を行うことなどいじめの未然防止、早期発見につなげることをねらう。巡回SSWは、昨年度と同様、訪問等により、課題を抱える児童生徒を早期発見し、担当SSWにつなげることで福祉的な支援を行う。	教育委員会	学校教育部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
173	3-1	-	【新規】GIGAスクール構想推進事業	GIGAスクール構想にて整備した1人1台タブレット端末を活用した効果的な授業展開のため、ICT機器や教材の整備を推進します。	-	-	-	有	ICT活用に関する自分の取り組みを肯定的に評価する児童生徒の割合	74.6%	76%	①	未達成	ICT活用に関する自分の取り組みを肯定的に評価する児童生徒の割合は増加傾向であるものの、「端末を使う活動で、自分の意見を進んで伝えようとしている。」等の項目で、肯定的な回答の割合が低かった。	協働的な学びを通じて、児童生徒自身や他者の意見の相互交流や相互承認の機会を確保するといった学びの方向性を示した。	令和5年度に小学校4年生で35人学級を全面実施したところ。今後は、令和7年度までに小学校全学年へ順次拡大していく。	令和6年度に小学校5年生で35人学級を全面実施したところ。今後は、令和7年度に小学校6年生まで拡大し、小学校全学年での少人数学級が完成する予定。	教育委員会	学校支援担当部
基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供																			
174	3-2	P85	放課後クラブの過密化の解消	放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ります。	-	○	小学校教育委員会生涯学習部	有	放課後児童クラブが過密化している小学校区	0校区	0校区	①	達成			放課後児童クラブの過密化を解消するため、児童会館及びミニ児童会館の専用区画面積の拡大を進めた。	放課後児童クラブの過密化を解消するため、児童会館及びミニ児童会館の専用区画面積の拡大を進めた。	子ども未来局	子ども育成部
175	3-2	P85	児童会館等再整備事業	小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。	○	○	小学校教育委員会生涯学習部 市民文化局地域振興部等	有	新型児童会館整備数(竣工)	19館	19館	①	達成			東山児童会館、山の手児童会館、光陽児童会館及び元町北ボラ児童会館の整備を行った。	定山溪児童会館(仮称)の整備を行う。	子ども未来局	子ども育成部
176	3-2	P85	民間児童育成会への支援事業	「札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき登録した民間児童育成会に対し、登録児童数等に応じた助成金を交付し、運営を支援します。	○	-	民間児童育成会	有	放課後児童支援員指導員研修満足度	94%	94%	①	達成			公的整備前から継続している民間児童育成会40団体及び新規認定した民間児童育成会3団体への助成を行った。	公的整備前から継続している民間児童育成会39団体及び新規認定した民間児童育成会3団体への助成を行う。	子ども未来局	子ども育成部
177	3-2	P85	児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行います。児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通して、健全育成を図ります。	○	-	児童会館地域の市民	無	新型児童会館整備数(竣工)	19館	19館	③	達成			児童会館110館、ミニ児童会館89館において、様々なプログラムを実施し、健全育成を推進。また、放課後児童クラブを開設し、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日には8時から19時まで開所した。	児童会館111館、ミニ児童会館88館において、様々なプログラムを実施し、健全育成を推進。また、放課後児童クラブを開設し、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日には8時から19時まで開所する。なお、児童会館整備予定についてはNo.174のとおり。	子ども未来局	子ども育成部
178	3-2	P85	放課後児童クラブの質の確保	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。国の基準は、従うべき基準から参酌すべき基準とされましたが、今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	-	-	-	無		-	-	-	-			全ての放課後児童クラブにおいて登録児童数に応じた適正配置を実施した。また、様々な機会をとらえて、国へ放課後児童クラブの充実に向けた要望を行った。	全ての放課後児童クラブにおいて登録児童数に応じた適正配置を実施する。また、様々な機会をとらえて、国へ放課後児童クラブの充実に向けた要望を行う。	子ども未来局	子ども育成部
179	3-2	P85	放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業	児童会館やミニ児童会館を利用しづらい地域において、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施するほか、専用室が確保できるまでの暫定整備である「放課後子ども館」を実施します。	-	-	-	無	実施館数(各年度4月時点)	3か所	3か所	③	達成			児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。(3カ所) ・コッボンオリ教室 ・西子ども館～PEACE～ ・とよきこども館	引き続き、放課後子ども教室3カ所を継続実施する。	子ども未来局	子ども育成部
180	3-2	P85	児童クラブにおける昼食提供	児童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食提供を行います。	-	-	-	有	利用者満足度	夏 90.4% 冬 82.9%	80%	①	達成			夏季休業期間は120館で4回ずつ、冬季休業期間は140館で3回ずつ実施。	夏季休業期間は199館で5回ずつ実施。夏季休業期間終了後の利用者アンケート等を踏まえ、冬季休業期間は回数増を検討。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり																			
■地域での子育て支援・虐待予防の推進																			
181	2-2 3-3	P72 P88	【再掲】地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	○	○	区役所保育コーディネーター 児童会館 子育て支援者(NPO・地域) 子育て支援施設(ちあふる)	有	子育てサロン利用者数(年間)	355,366人	321,557人	①	達成			・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行った。 ・8月より、訪問型子育て支援(ホームスタート事業)の開催地を西区にも拡大。	・多様な相談に対応するため、相談体制の機能強化を継続して行う。 ・訪問型子育て支援(ホームスタート事業)の開催。	子ども未来局	子育て支援部
182	2-2 3-3	P71 P88	【再掲】区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業・運営事業	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センターを運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備をします。	-	-	-	有	区保育・子育て支援センター設置数	10施設	10施設	①	達成			・中央区 予定通りR5.4.11に開設。	供用開始となった中央区保育・子育て支援センターへの移転等により閉園した施設の解体設計、測量等を行う。	子ども未来局	子育て支援部
183	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	20,684人	20,371人	②	達成			・市民向け講演会の実施(オンラインで1回、アーカイブ配信を実施) ・出前講座等研修会実施(29回) ・事務局だよりの発行(1回) ・事務局だよりの発行(1回) ・企業と連携し、児童虐待防止対応ダイヤル189ステッカーの掲出するなど、普及啓発に取り組んだ。	・市民向け講演会の実施 ・出前講座等研修会実施 ・事務局だよりの発行 ・企業や市民団体などとの連携により、社会全体の児童虐待防止に対する意識が高まるよう普及・啓発を行う。	子ども未来局	児童相談所

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標	R5年度の目標の達成・未達成	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
184	2-2 3-3	P73 P88	【再掲】児童家庭支援センター運営事業	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	○	○	市内児童家庭支援センター 児童相談所 各区家庭児童相談担当係	無	-	-	-	③	-	市内6か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施した。	引き続き、市内6か所の児童家庭支援センターにて地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、必要な支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所		
185	3-3	P88	民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	○	-	民生委員・児童委員	無	-	-	-	-	-	・民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動費等の交付 ・札幌市民生委員推薦会等の運営 ・民生委員への研修 ・民生委員の表彰事務 ・民生委員制度の周知、広報	・民生委員・児童委員(以下、民生委員)活動費等の交付 ・札幌市民生委員推薦会等の運営 ・民生委員への研修 ・民生委員の表彰事務 ・民生委員制度の周知、広報	保健福祉局	総務部		
■子どもの安全・安心を確保する地域づくり																			
186	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関する健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-	約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部		
187	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年育成指導員による指導・相談	子どもの問題行動に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけをお子に、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	○	○	教育委員会 札幌市学校教育協会	無	-	-	-	-	-	令和5年度実績:指導件数5,247件、声かけ件数20,727件	少年育成指導員14名を配置し、巡回指導及び相談対応を行う。(子ども未来局4名、各区地域振興課10名)	子ども未来局	子ども育成部		
188	3-3	P89	少年健全育成推進事業(心豊かな青少年をたくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校・中学校区青少年健全育成推進会を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	○	○	「青少年を見守る店」へ登録いただいた民間企業 中学校区青少年健全育成推進会	無	-	-	-	-	-	・地区パトロールの実施 ・「青少年を見守る店」登録推進活動の実施 ・青少年を見守る店チラシ、青少年を見守る店ステッカー作成。130店が新規に登録(合計5,471店) ・インターネット等を利用した有害情報から守るための各種啓発活動 ・北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査等の実施	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部		
189	1-3 3-3	P62 P89	【再掲】犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	地域の協力家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになった際に駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	○	○	町内会 PTA	有	-	46.0%	49.6%	①	未達成	札幌市における刑法犯認知件数が令和4年度(2022年度)から増加に転じており、体感治安の改善に影響を与えているため。	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」に基づき、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を行う。	・「みんなの安全・安心ハンドブック」を市内の小学校入学児童に配布 ・「子ども110番の家」登録者に対し、見舞金補償保険の加入、表示ステッカー、対応の手引き及び登録者マップの配布。 ・「子ども110番の家」関連講座の実施(4回) ・子どもを対象とした出前講座(「子どもの防犯教室」) ・インターネット・SNSの脅威」の実施(計27回)など	令和5年度と同内容の事業を実施予定	市民文化局	地域振興部
190	3-3	P89	安全で安心な公共空間整備促進事業	犯罪抑止や事件の早期解決ツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、市内の公共空間に設置を行う団体への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを促進します。	○	○	町内会 建設局土木部	有	-	46.0%	49.6%	②	未達成	札幌市における刑法犯認知件数が令和4年度(2022年度)から増加に転じており、体感治安の改善に影響を与えているため。	「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」に基づき、地域防犯に関する広報啓発や防犯活動の取組への支援等を行う。	町内会の防犯カメラ設置に対して、その機器代及び設置費用の補助を実施。 令和5年度は、25団体に対し、87台の設置補助を実施。	令和5年度と同様の規模で実施予定	市民文化局	地域振興部
191	3-3	P89	安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	○	○	国土交通省国土地理院 北海道地方測量部 危機管理対策室 日本赤十字北海道支部 市立幼稚園、学校	無	-	小学校:100% 中学校:100% 高校:100%	小学校:100% 中学校:100% 高校:100%	③	達成	・各学校に学校安全計画の具体例を示し、それぞれの地域の実態を踏まえた計画の策定に寄与した。各学校が地域特性や防災体制に応じた学校安全計画の活用と見直しを図ることができるよう働き掛けた。 ・今年度は防災教育研究開発事業のまとめとして、どの学校や校種でも防災教育を推進することができるよう、有識者や消防局、危機管理局と連携し、防災教育カリキュラムの作成を行った。	・各園・学校・地域の実態に即した学校安全計画の具体例を示し、それぞれの地域の実態を踏まえた計画の策定に寄与する。各学校が地域特性や防災体制に応じた学校安全計画の活用と見直しを図ることができるよう働き掛けていく。 ・前年度、防災教育研究開発事業で作成した防災教育モデルカリキュラムの普及・啓発を行う。	教育委員会	学校教育部		
192	3-3	P89	登下校時の安全管理	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	○	-	地域団体 地域住民(ボランティア)	有	-	0件	0件	③	達成	令和5年度末のスクールガードボランティアの登録人数は1,203人となった。 令和5年度から令和6年度にかけて登録を継続する方への調査実施後、令和6年4月1日付けで継続者を登録した。 スクールガードボランティアを対象に養成講習会を年2回実施した。 スクールガードリーダー50名による、市内211校の通学路付近の巡回活動を実施した。 スクールガードリーダー連絡会を年2回実施した。	スクールガードボランティアの登録人数は、第1期締め切り時点で996人。 令和5年度から令和6年度にかけて登録を継続する方への調査実施後、令和6年4月1日付けで継続者を登録し、以後、年6回に分けて新規登録者の募集・登録を都度実施予定。 スクールガードボランティアを対象に養成講習会を年1回実施予定。 スクールガードリーダー50名による、市内211校の通学路付近の巡回活動を実施予定。 スクールガードリーダー連絡会を年2回実施予定。	教育委員会	学校教育部		
193	3-3	P89	安全・安心な道路環境の整備事業	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。	○	○	地域住民(まちづくりセンター) 区役所(土木センター) 北海道警察 教育委員会	有	-	77%	78%	①	未達成	工事費の高騰に伴い予算が不足したことにより、整備工事を後年度へ延期したため。	R6(2024)年度以降に、順次整備実施予定。 歩道バリアフリー化を約6.1km実施。 交差点事故対策を10か所実施。	歩道バリアフリー化を約5.6km実施予定。 交差点事故対策を9か所実施予定。	建設局	土木部	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
■子どもの生活の場など居場所づくり																			
194	1-3 3-3	P61 P89	【再掲】児童会館の地域交流の推進	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	○	—	児童会館	無	-	-	-	-	-	-	コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努めた。	引き続き、コーディネーターの配置及び地域公開日を設け、多世代交流の促進等に努める。	子ども未来局	子ども育成部	
195	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	—	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数	108か所	100か所	①	達成	-	子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(26団体に2,139千円)。 ・食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金を給付(72団体5,050千円) ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施(7団体2,292千円)。 ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	子ども食堂に加え、食事の提供を伴わない学習支援や体験活動を行う団体にも対象を拡大し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。	子ども未来局	子ども育成部	
196	3-3	P89	公園造成事業	みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークの骨格や街中のみどりの創出となり、子どもの遊び場となる公園・緑地の整備を行います。	○	○	地域住民等 都市局建築部等	有	厚別山本公園の整備率	66%	66%	①	達成	-	厚別山本公園等の新規造成(1.4ha)	厚別山本公園等の新規造成(1.8ha)	建設局	みどりの推進部	
197	3-3	P90	地域に応じた身近な公園整備事業	良好な都市環境や子どもの遊び場を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への新規公園整備を進めます。	—	—	—	有	都心及びその周辺で整備に着手した公園数	6か所	6か所	②	達成	-	アクションプラン(AP2023)に掲載された公園拡張予定地について、用地所管部局と所管換に関する調整を行った。	アクションプラン(AP2023)に掲載された公園拡張予定地について、継続して用地所管部局と所管換に関する調整を行う。	建設局	みどりの推進部	
198	3-3	P90	地域と創る公園再整備事業	老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民や近隣の小学校の児童等と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。	○	○	学校 地域住民 都市局建築部等	有	地域の核となる公園のうち、再整備が実施された公園の割合	44%	44%	①	達成	-	19公園の再整備を実施。	20公園の再整備を実施。	建設局	みどりの推進部	
199	3-3	P90	安全・安心な公園再整備事業	誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。	○	○	学校 地域住民 都市局建築部等	有	総合・運動・地区公園のうち、再整備が実施された公園の割合	13%	13%	①	達成	-	1公園の再整備を完了。	運動公園(1公園)、地区公園(1公園)の再整備を完了する。	建設局	みどりの推進部	
■多様な体験催しの場の充実																			
200	1-2 3-3	P59 P90	【再掲】子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	○	○	地域住民 公益社団法人札幌市子ども会 育成連合会	有	「Coミドリ」年間利用者数	18,870人	15,000人	①	達成	-	プレーパーク(年間179回実施)や多様な体験プログラム(年間66回実施)を提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施。	プレーパーク(金土日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、地域住民等との多様な連携・交流事業を実施予定。	子ども未来局	子ども育成部	
201	1-2 3-3	P59 P90	【再掲】プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	○	○	地域住民 公益財団法人札幌市公園緑化協会	有	プレーパークの年間参加者数	6,982人	7,700人	①	未達成	昨年より開催回数は増加しているが、より幅広い子どもたちに参加機会を提供するために、拠点とする公園以外の場所に向いてプレーパークを開催していることもあり、一回あたりの参加者数が2022年度:59人から2023年度:49人に減少したため。	普及啓発活動として体験型プレーパークの回数を増やすことで、認知度を向上を図っている。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、体験型プレーパーク及びイベントブース出展を実施(年間計10回程度)。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施する(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体に活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷(11,003枚)/開催に必要な道具の貸出(99回)) ③プレーリーダー研修会、プレーパークの活動報告会をそれぞれ1回実施。	子ども未来局	子ども育成部	
202	3-3	P90	こども劇場	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	○	—	地域住民	無	-	-	-	③	-	コロナの影響や施設改修による休館の影響で減少した観劇者数が、徐々に戻っている過程のため。	講演回数を維持し、引き続き普及啓発や人材育成、地域連携事業を行っている。	市内2ヶ所のこども劇場を運営し、人形劇等の制作、発表の場の提供、人形劇等の制作に関する指導及び講習会の開催等を実施した。 【総ステージ数】401回 【総観劇者数】82,642人	市内2ヶ所のこども劇場を運営し、人形劇等の制作、発表の場の提供、人形劇等の制作に関する指導及び講習会の開催等を実施する。	子ども未来局	子ども育成部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
203	3-3	P90	少年少女国際交流事業	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い青少年の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	○	—	小・中・高等学校	有	国際交流事業への参加申込者数(累計)	58人	95人	①	未達成	姉妹都市については、国際情勢に鑑み、往来交流の実施ができなかったため。	国際情勢に応じて各国と検討を行う。	・姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市)については、ロシアをめぐる国際情勢の影響により実施できなかった。 ・シンガポールについては、札幌市内の中学2年生12名を派遣した。	・姉妹都市については、国際情勢に応じて、各国と実施のあり方を検討する。 ・シンガポールについては、シンガポールの中学3年生12名を受入予定。	子ども未来局	子ども育成部
204	1-3 3-3	P62 P88	【再掲】少年健全育成推進事業(青少年育成委員会)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	○	○	地域の青少年育成委員会 各区地域振興課	無	-	-	-	-	-	-	-	約1,500人の青少年育成委員会委員を任命し、青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進している。	前年度と同程度の規模で実施予定。	子ども未来局	子ども育成部
205	3-3	P90	子どもが読書に親しみきっかけづくりの充実	各図書館において、子どもの発達段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。	○	○	幼稚園、市立学校教育委員会学校教育部	有	①読書が好きな子どもの割合 ②子どもに読書の楽しさを伝えるイベントや取り組みの回数	①72.3% ②31回	①76.3% ②30回	①	未達成	図書館だけでなく、子どもたちにとって身近な学校や家庭などでの読書環境を充実させるなど、図書館に足りない子どもや普段読書をしていない子どもへのアプローチが不足していたことが考えられる。	新たに中高生向けイベントを実施し、さらに他部署や学校との連携により現場のニーズを把握することで、各事業の内容を読書に興味のない子どもにも関心を持ってもらえるように見直す。	・図書館デビュー ・小中学生向けキャリア教育事業 ・特色ある図書館活用取組発表 ・文字・活字文化の日記念講演会 ・小学生向けイベント ・小中学生向け来館型イベント ・学校司書向け研修 ・一般市民向け講座	・図書館デビュー ・小中学生向けキャリア教育事業 ・特色ある図書館活用取組発表 ・文字・活字文化の日記念講演会 ・小学生向けイベント ・中高生向けイベント ・学校司書向け研修 ・一般市民向け講座	教育委員会	中央図書館
206	3-3	P90	子どもの文化芸術体験事業	市内の小中学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術)の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	○	○	小学校教育委員会	有	また文化芸術を鑑賞したいと回答した子どもの割合	90%	91%	①	未達成	Kitaraファースト・コンサートで実施した児童アンケートにて計測。別の質問項目では97%が「楽しかった」との回答しており、事業としての満足度は高い。満足度とは別の要素により割合が下がったと推測される。	おおむね目標値を達成しているため、引き続き同内容にて事業を継続する。「また来たい」と思えるような司会からの呼びかけ等も今後検討する。	「Kitaraファースト・コンサート」を7日間12公演実施し、児童15,554人が参加。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施し、児童約13,956人が参加。「ハロー！ミュージアム」を芸術の森美術館等で実施し児童14,039人が参加。このほか「ニッセイ名作シリーズ」や「おとどけアート」を実施した。	「Kitaraファースト・コンサート」を6日間11公演実施。「こころの劇場」をhitaruで4日間8公演実施。「ニッセイ名作シリーズ」を2日間4公演実施。このほか「ハロー！ミュージアム」や「おとどけアート」を実施する。	市民文化局	文化部
207	3-3	P91	学校DEカルチャー	文化芸術関係団体が個別に実施していたアウトリーチの活動をパッケージ化し、市内の全小学校から実施希望校を募って、文化芸術に触れる機会を提供します。	○	—	小学校	無	-	-	-	-	-	-	-	-	・PMF音楽スクール ・パイオルガンの魅力大発見！！ ・教文オペラ 歌のお届けコンサート ・デリバリーミュージアム ・もっとならう！「さっぽろの文化財」 ・昔の札幌はどんな様子？豊平館と市内の開拓使の建物をめぐろう ・昔の札幌はどんな様子？豊平館と市内の開拓使の建物をめぐろう ・大昔の暮らしを知ろう！～掘りだされたさっぽろの遺跡～	市民文化局	文化部
208	3-3	P91	博物館活動センター事業の充実	小金湯産クジラ化石の研究を進めるとともに、札幌の希少種などの調査・研究、寄贈標本を中心とした資料の整理・保存や収集、学校や団体との連携企画などの博物館活動センターにおける取組を拡充します。	○	△	保育所・幼稚園・小学校・放課後児童クラブ等	有	博物館活動センターの認知度	15.60%	3.50%	①	達成	-	-	・小金湯産クジラ化石を活用したイベントの実施 ・ホームページを活用した自然史に関する情報発信 ・体験学習会、企画展、他団体との共催イベントの実施 ・情報誌発行(2回) ・保育園や小学校等の団体受け入れ対応	・小金湯産クジラ化石を活用したイベントの実施 ・ホームページを活用した自然史に関する情報発信 ・体験学習会、企画展、民間事業者などの他団体との共催イベントの実施 ・情報誌発行(2回) ・保育園や小学校等の団体受け入れ対応	市民文化局	文化部
209	3-3	P91	ウィンタースポーツ普及振興事業	札幌の特徴であるウィンタースポーツに生涯にわたって親しめるよう、スキーリフト(対象：市内の小学3～6年生)やスケート貸靴(対象：市内の小中学生)の料金助成を行ったりウィンタースポーツ授業へのインストラクター派遣を行ったりするなど、子どもたちに対してウィンタースポーツを始めるきっかけづくりと学習環境の充実を図ります。	—	○	教育委員会学校教育部	有	インストラクター及び指導者の派遣人数(累計)	11,981人	12,077人	③	未達成	バス確保の難しさやバス代の高騰等の影響でスキー学習を実施しない学校が増えたため。	令和5年度から実施したスキー遠足パッケージ事業の普及と、スキー学習へのスキーインストラクター派遣の拡充を図る。	中学校・高校・特別支援学校のスキー学習にスキーインストラクターを派遣予定。 中学校のウィンタースポーツ学習に地域スポーツ指導者を派遣予定。 中学校のスキー遠足にスキーインストラクターを派遣予定。 小学校の歩くスキー授業にインストラクターを派遣予定。 小学生全学年を対象にスキーリフト料金助成を実施予定。 小学生に夏期と冬期の2回、中学生に冬期の1回、スケート貸靴料金助成を実施。 未就学児にスキー用具レンタル料金助成を実施。	中学校・高校・特別支援学校のスキー学習にスキーインストラクターを派遣予定。 中学校のウィンタースポーツ学習に地域スポーツ指導者を派遣予定。 中学校のスキー遠足にスキーインストラクターを派遣予定。 小学校の歩くスキー授業にインストラクターを派遣予定。 小学生全学年を対象にスキーリフト料金助成を実施予定。 小学生に夏期と冬期の2回、中学生に冬期の1回、スケート貸靴料金助成を実施予定。 未就学児にスキー用具レンタル料金助成を実施予定。	スポーツ局	スポーツ部
210	3-3	P91	運動部活動アスリート派遣事業	中学校の運動部活動にアスリートを派遣して部員の競技力向上と指導者の指導力向上を図ります。	—	○	教育委員会学校教育部	無	-	-	-	③	-	-	-	27部活動にアスリートを派遣。	30部活動にアスリートを派遣予定。	スポーツ局	スポーツ部
									派遣回数	1,789人	1,789人		達成						

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標	R5年度の目標の達成・未達成	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
211	3-3	P91	【事業名称変更】アスリート発掘・育成事業	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートの育成を図ります。	○	-	各競技団体及び札幌市スポーツ協会	有	強化指定に選出されたアスリートの育成数(累計)	45人	16人	①	達成	①ウインタースポーツ塾(ウインタースポーツ体験者を増やす取組、ウインタースポーツ競技者増に向けた取組) ②カーリング普及促進 子ども向け指導プログラムやレベル別カーリングスクールなどの教室を実施。 ③タレント発掘・育成事業 ④雪印等のトップアスリート所属企業と連携し、体験会等を実施	①ウインタースポーツ塾(ウインタースポーツ体験者を増やす取組、ウインタースポーツ競技者増に向けた取組) ②カーリング普及促進 子ども向け指導プログラムやレベル別カーリングスクールなどの教室を実施。 ③タレント発掘・育成事業 ④企業と連携した体験会等を実施。	スポーツ局	スポーツ部		
212	3-3	P91	スポーツ姉妹都市交流事業	姉妹都市提携記念年に札幌市の中学生選手団を姉妹都市へ派遣し、相手都市の選手団を札幌マラソン大会に招待をするなど、スポーツ交流及び文化交流を行います。	-	○	総務局国際部	無	-	-	-	-	-	派遣実績なし	実施予定なし	スポーツ局	スポーツ部		
213	3-3	P91	ものづくり人手不足対策支援事業	ものづくりを体験できる場やイベントを通じて、若年層に対してものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、若年層がものづくりに興味を持つきっかけを提供し、地元のものづくり企業への将来的な就職を促進します。	○	○	ものづくり企業を中心とした企業・団体 経済観光局経営支援・雇用労働担当部	有	製造業の人手不足の企業の割合	53.9%	58.3%	①	達成	・ジモトのシゴトワーク！WORK！イベント参加者：5,974名 ・ものづくりKids拠点イベント参加者：681名	・ジモトのシゴトワーク！WORK！ 9月17～18日の2日間、つどむにて開催予定。 ものづくりKids拠点 7月～3月に拠点開設予定。	経済観光局	産業振興部		
214	3-3	-	【事業名称変更】IT人材確保育成事業	若年層の自発的なIT学習を促進し、将来的にITの高度利用ができるよう、市内の小中学生や高校生を対象に、デジタル技術を体験できるイベントやITを活用した課題解決手法を学ぶハンズオンセミナーを実施します。	○	○	市内小中学校および高等学校	有	札幌市内のIT産業従事者数	19,970人(見込)	19,788人	①	達成	・小中学生向けプログラミング体験イベント「ジュニア・プログラミング・ワールド」参加者：約2,000名 ・小学生～高校生向けさっぽろマイクラフトワークショップ参加者：50名 ・道内高校生～大学2年生向けプログラミング普及ワークショップ参加者：8名 ・40歳以下大学生、大学院生、エンジニア等向け高度エンジニア発掘・育成プログラム「STAND OUT」応募：9組(採択：5組) ・22歳以下向け「札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金」採択：3組	・小中学生向けプログラミング体験イベント「ジュニア・プログラミング・ワールド」 ・小学生～高校生向けさっぽろマイクラフトワークショップ ・道内高校生～大学2年生向けプログラミング普及ワークショップ ・40歳以下大学生、大学院生、エンジニア等向け高度エンジニア発掘・育成プログラム「STAND OUT」 ・22歳以下向け「札幌市みらいIT人材チャレンジ補助金」	経済観光局	経済戦略推進部		
-	3-3	P91	青少年科学館展示ゾーン等整備事業	科学館展示ゾーン等整備事業					青少年科学館の立館者数	-	400,000人		未達成		(2年度)	令和6年3月の工事完了に伴い、事業を廃止	教育委員会	生涯学習部	
令和5年度にて整備事業が完了したため、事業廃止。																			
215	3-3	-	【新規】地域学校協働活動推進事業	子どもたちを対象に地域の力を生かした多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動を通じて地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる環境を醸成します。	○	-	学校、地域団体、NPO法人	有	地域学校協働活動に参加した子どもの人数(年間累計)	27,605人	17,000人	①	達成	令和5年度より事業名称を変更し、プログラムの平日拡大を本格実施するとともに、新たに学校支援の活動を取り入れるなど、従来のプログラム企画実施のための事業から、地域と学校の連携・協働の体制づくりを支援する事業へと転換を図った。 また、36校32運営協議会で子どもたちに学びや体験の機会等を提供し、子どもの年間延べ参加者数が27,000人を超えるなど、平成26年度の事業発足以降、過去最大の参加者数となった。	引き続き子どもたちを対象に多様な学びや体験の機会を提供するとともに、活動の中核を担うコーディネーターとして地域学校協働活動推進員の配置を進めるなど、地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを支援する。	教育委員会	生涯学習部		
-	3-3	P91	自然体験活動の充実	自然体験活動の充実													教育委員会	生涯学習部	
事業に一部変更があったことから、新規事業として番号216に記載。																			
216	3-3	-	【新規】子どもの職業体験事業	子どもが将来への夢を描けるよう、小学校高学年を対象として、働く大人、社会や職業に関する様々な現場に直接触れることのできる、企業訪問型の職業体験事業を実施します。	△	○	小学校 教育委員会学校教育部 経済観光局産業振興部	有	参加した子どものうち、将来の夢や仕事の大切さについて考えた割合	-	-	①	-	令和6年度開始事業のため、令和5年度実施無し。	小学5～6年生を対象に、25種類ほどの職業体験プログラムを用意し、子どもが希望する企業を訪問し、そこで働く大人から仕事に関する話を聞いたり、実際に仕事を教わったりする職業体験機会を提供する。令和6年度は小学校の冬休休業中に実施予定。	子ども未来局	子ども育成部		

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											
217	3-3	-	【新規】野外教育総合推進事業	困りや悩みを抱えた子どもたちに自然や他者と関わり合う機会を提供する「チャレンジ自然体験」や、自然体験活動の担い手を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」を実施します。	△	△	小学校、中学校、大学地域団体、NPO法人教育委員会学校教育部	有	他者との会話が増えたなど、事業参加後に何らかの変化を感じた参加者の割合	0%	85%	①	未達成	令和5年度は事業構築のため他都市視察による調査研究等を行ったが、事業の試行実施には至らなかったため。	R6年度からの事業実施に向け、委託候補事業者を選定済み。年度当初から計画どおり業務を遂行できる見通し。	事業構築のため、川崎市及び岡山市における先進事例の調査等を実施し、次年度から実施するチャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座の内容を検討した。	教育支援センターを利用している不登校の子どもたちを対象とした「チャレンジ自然体験」の実施18歳以上の市民を対象に地域等において活動プログラムを行う人材を養成する「自然体験活動リーダー養成講座」の実施	教育委員会	生涯学習部	
基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実																				
■若者の成長及び自立への支援																				
218	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】若者支援施設の設置・運営	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5カ所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	市内5カ所の若者支援施設を運営し、支援事業、貸室事業、若者の居場所づくり等を行った。 ・若者登録者数:13,470人 ・延べ利用者数:247,659人	市内5カ所の若者支援施設を運営し、自立支援、貸室事業、若者の居場所づくり等の各事業を行う。	子ども未来局	子ども育成部	
219	3-4	P92	若者の交流促進	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	○	-	若者団体	無	-	-	-	-	-	-	-	若者同士の仲間づくりや活動のきっかけとなるプログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体のネットワークづくり活動支援を行った。 登録若者団体数:340団体 プログラムの延べ参加者数:23,272人	若者同士の仲間づくりや活動のきっかけとなるプログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体のネットワークづくりを行う。	子ども未来局	子ども育成部	
220	3-4	P92	若者の社会参画促進	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	○	-	町内会などの地域団体	無	-	-	-	-	-	-	-	若者が地域で活動できるまちづくり活動やボランティア活動の情報提供、マッチングを行い、若者が社会に参画するための活動支援を行った。 延べ参加者数:7,929人	若者が地域で活動できるまちづくり活動やボランティア活動の情報提供、マッチングを行い、若者が社会に参画するための活動を支援する。	子ども未来局	子ども育成部	
221	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】中学校卒業等進路支援事業	中学校及び高校卒業時、または高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	○	-	市内中学校及び高等学校	無	-	-	-	-	-	-	-	進路支援員1名を配置し、市内の全中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、86名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員1名を配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局	子ども育成部	
222	1-3 3-4	P61 P92	【再掲】若者の社会的自立促進事業	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	○	-	学習支援に取り組むNPO団体	有	学習支援利用者のうち高卒認定試験及び高等学校合格者数(累計)	12人	16人	②	未達成	学習支援を受けた若者の人数(累計)	51人	50人	進路や進学の悩みを持つ高校中退者等に対し、延べ205件の学習相談に応じるとともに、市内7会場において高卒認定資格取得及び高校等入学に向けた学習支援を実施した。 学習支援には51名が参加し、うち9名が高卒認定資格を取得し、3名が高校入学試験に合格した。	札幌市若者支援総合センターを中心として、若者活動センター及び協力団体会場において学習相談・学習支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部
223	3-4	P93	社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。	○	-	協力企業	無	-	-	-	-	-	-	-	企業等開拓員を1名配置し、協力企業の開拓を行い、30社の新規協力企業を獲得した。また、延べ184人の社会体験(就労体験)を実施し、38名が就労等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに企業等開拓員を1名配置し、企業開拓や社会体験のサポートを行う。	子ども未来局	子ども育成部	
224	3-4	P93	困難を抱える若者への自立支援	ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する主に30代までの若者に対し、自立支援プログラムなどの個別支援を行います。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を始めとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援へつなげられるよう取り組みます。	○	○	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成団体	無	-	-	-	-	-	-	-	札幌市若者支援総合センターに常設の相談窓口を設置し、困難を抱える若者やその家族・支援者等からの相談に応じたり、カウンセリングや自立支援プログラムにより、自立に向けた支援を行った。 延べ相談件数:8,389件 進路決定者数:267名	札幌市若者支援総合センターに常設の総合相談窓口を設置し、自立支援プログラム等の個別支援を実施する。	子ども未来局	子ども育成部	
■ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援																				
225	3-4	P93	ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」の運営や、ひきこもりの本人や家族の居場所機能を持つ支援拠点を設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	○	○	公益財団法人北海道精神保健推進協会、NPO法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク等 子ども未来局子ども育成部	有	メタバースによる新規マッチング件数(就労支援)	-	-	②	達成	ひきこもり地域支援センターにおける年間相談件数	2,673件	2,500件	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回を上限に開催した(一部オンラインで開催)。	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回程度開催する(一部オンラインで開催)。	保健福祉局	障がい保健福祉部
226	1-3	P60	【再掲】子どもの学びの環境づくり補助事業	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	○	-	フリースクールを運営するNPO法人等	有	補助事業団体数	12団体	12団体	①	達成	補助事業団体数	12団体	12団体	令和5年度は12団体への補助を行い、通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋げた。 新型コロナウイルス感染症対策として、3団体に対して環境整備に係る補助を行った。 また、光熱費高騰対策として、10団体に対し運営費の補助を行った。	令和5年度同様、予算24,000千円にて事業を継続する。	子ども未来局	子ども育成部
227	1-3 3-4	P60 P93	【再掲】相談支援パートナー事業	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	○	-	地域住民	有	相談支援パートナー等の対応・支援により、不登校状況に改善が見られた児童生徒の割合	80%	85%	①	未達成	令和4年度に比べ校内の不登校支援体制が整い、支援の成果は表れたが、不登校児童生徒数はこれまで以上に増加したため、全体としては目標値に届かなかったと考えられる。	相談支援パートナーの配置増員や支援時間数の検討並びに不登校児童生徒数の激増の昨今の状況をも踏まえた目標値の妥当性の検討	不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、モデル校(小学校100校)における相談支援パートナーの活用について効果検証を行った。	全小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーの配置を拡充し、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援をする。	教育委員会	学校教育部	

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
228	1-3 3-4	P60 P93	【再掲】教育支援センターにおける支援の充実	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	-	○	子ども未来局子どもの権利推進課	有	教育支援センターにおける不登校状況の年間改善率	53%	60%	①	未達成	各施設で多様なニーズに応えられるよう柔軟な支援を実施したことで登録者数が増加したが、教育機会確保法の趣旨の浸透もあり、学校へ復帰した人数が減ったと考えられる。	教育機会確保法の趣旨の浸透により、学校復帰の支援に繋がっていない不登校児童生徒を対象に、教育支援センター宮の沢においてオンラインによる支援を試行的に実施した。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区で教育支援センターサテライトを全区へ展開拡充する。	より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区で教育支援センターサテライトを全区へ展開拡充する。	教育委員会	学校教育部
229	3-4	-	困難を抱える若年女性支援事業	公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う一連の相談事業により、様々な困難を抱えた若年女性を支援します。	○	○	①さっぽろ青少年女性活動協会、特定非営利活動法人CANほか ②各区保健福祉部、児童相談所	有	相談など繋がりを持った若年女性の実人数(累計)	369人	375人	①	未達成	指標①の未達成は、接点を持った若年女性数(指標②)の減少により、相談に繋がる件数が減少したものの。	夜回りでの声かけ人数はR4年度実績230人→R5年度実績301人と増加していることから、今後もアウトリーチ支援の手法及び周知方法を工夫し、繋がりを持つ女性の数を増やします。	①アウトリーチ支援(SNS/パトロール、夜間見回り)、②一時的な居場所の提供、③自立支援、④関係機関連携会議への出席を行い、困難を抱える若年女性を支援した。	①アウトリーチ支援(SNS/パトロール、夜間見回り)、②一時的な居場所の提供、③自立支援、④関係機関連携会議への出席を行い、困難を抱える若年女性を支援する。	子ども未来局	子ども育成部
									本事業に接点を持った若年女性の延べ人数(累計)	3,174人	3590人		未達成	指標②は、SNS/パトロールのDM送付数と夜回りでの声かけ人数の合計数。SNS/パトロールで使用するツール(X)の仕様変更により、閲覧数が制限され、DM送付数が昨年度実績より減少した結果、目標値に満たなかった。(DM送付数R4実績1,479人→R5実績983人)					

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
基本施策1 児童相談体制の強化																			
■児童虐待防止対策体制の強化																			
230	1-3 2-2 2-3 4-1	P63 P73 P75 P97	【再掲】各区子育て世代包括支援センター機能の強化	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠前から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	○	○	医療機関、保育園・幼稚園、NPO法人等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	母子保健相談員をR2から全区配置している中、R5は大、中規模区に2名配置し、妊娠前から出産期にわたる切れ目のない支援の更なる充実を図った。	子育て世代包括支援センターがこども家庭センターの設置に伴い統合することとなったため、本取り組みは統合を持ち終了とする。	子ども未来局	母子保健担当	
231	4-1	P97	心理職による相談支援体制の強化	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	○	○	医療機関 療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図った。	心理職による支援が必要な妊婦及び親子に対し、訪問支援や関係機関との連絡調整等を図りながら、適切な支援を行い、児童虐待予防の強化を図る。	子ども未来局	母子保健担当	
232	1-4 2-2 4-1	P64 P73 P97	【再掲】各区子ども家庭総合支援拠点の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子ども未来局各部 保健福祉局総務部、障がい保健福祉部、保健所ほか	無	-	-	-	-	-	-	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月から、各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を位置付けた。	・要保護児童対策地域協議会としての活動(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施) ・支援対象児童に係る支援活動 ・こども家庭センターの機能強化を行う。	子ども未来局	児童相談所	
233	1-4 4-1	P64 P97	【再掲】子ども安心ネットワーク強化事業	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により、相談体制を強化します。	○	-	児童家庭支援センター	有	子育てに困ったときに相談できる場が整備されていると感じる市民の割合	-	-	②	達成	-	子ども安心ホットラインでは、電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施した。 また、市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施した。	子ども安心ホットラインでは、電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。 また、市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施する予定。	子ども未来局	児童相談所	
234	1-4 4-1	P64 P97	【再掲】児童相談体制強化事業	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組めます。	-	-	-	有	第4次強化プランの策定	検討	検討	②	達成	-	虐待により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、児童心理司を10名増員配置するとともに、協働の組織文化醸成のため全区に多職種合同研修を全区にて実施。	児童心理司について10名の増員を図るとともに、協働の組織文化醸成のため、全区で多職種合同研修を継続的に実施する他、新採用職員研修での職員育成ビジョンに係る研修を新たに実施する予定。	子ども未来局	児童相談所	
235	1-4 3-3 4-1	P65 P88 P97	【再掲】児童虐待防止対策支援事業	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録の推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 子育て支援部(保育士向け研修の実施)	有	オレンジリボン地域協力員登録人数(累計)	20,684人	20,371人	②	達成	-	・市民向け講演会の実施(オンラインで1回、アーカイブ配信を実施) ・出前講座等研修会実施(29回) ・事務局だよりの発行 ・事務局だよりの発行(1回) ・企業と連携し、児童虐待防止対応ダイヤル189ステッカーの掲出するなど、普及啓発に取り組んだ。	・市民向け講演会の実施 ・出前講座等研修会実施 ・事務局だよりの発行 ・企業や市民団体などとの連携により、社会全体の児童虐待防止に対する意識が高まるよう普及・啓発を行う。	子ども未来局	児童相談所	
236	1-4 4-1	P64 P97	(仮称)第二児童相談所整備事業	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	-	-	-	有	(仮称)第二児童相談所の供用開始	工事着工	工事着工	①	達成	-	(仮称)第二児童相談所開設に向けて、工事着工した。	令和5年度に引き続き、令和7年度開設に向けて工事を実施するとともに、開設後の相談体制の検討を進める。	子ども未来局	児童相談所	
237	4-1	P97	認可外保育施設への啓発	定例の立入調査の際に、施設としての虐待防止の取組について聴取するとともに、認可外保育施設の職員を対象とした研修会で「虐待防止」をテーマとした研修を実施します。	-	○	児童相談所	無	-	-	-	-	-	-	・児童相談所と連携し、児童虐待をテーマとした研修を実施した。〔参加：140施設、158名〕 ・立入調査等において、虐待防止の取組とマニュアル作成等や、虐待防止に係る施設の役割について確認する。 ・関係機関、相談先等を記載したパンフレットを作成し、夜間保育実施園(7施設)へ配布した。	・児童相談所と連携し、児童虐待の実情と施設と関係機関が連携した見守りをテーマとした研修を開催予定。 ・立入調査等において、虐待防止の取組とマニュアル作成等について継続して確認すると共にパンフレットを全施設へ配布し、児童相談所等に速やかに情報提供ができるようにする。	子ども未来局	子育て支援部	
238	4-1	P98	DV対策普及啓発	児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員などDV対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	○	○	市内女性支援団体 配偶者暴力相談支援センター 各区母子・婦人相談員等	有	DVを経験した時に相談しなかった割合	-	-	①	-	-	男女共同参画課において開催するデートDV防止講座に児童相談所職員が参加予定。 児童相談所へDV相談員研修を案内。見相職員2名受講。	男女共同参画課において開催するデートDV防止講座に児童相談所職員が参加予定。 児童相談所へDV相談員研修を案内予定。	市民文化局	男女共同参画室	
■社会的養育の推進																			
239	4-1	P98	社会的養護体制整備事業	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	○	-	児童養護施設・乳児院 子育て支援者	有	家庭的養育環境の割合	86.50%	86.50%	①	達成	-	分園型小規模グループケア2カ所整備	令和6年度は整備予定なし	子ども未来局	児童相談所	

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
240	4-1	P98	社会的養護自立支援事業	児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達後も、個々の状況に応じて22歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	有	支援計画において就職を希望した者の就職率(累計)	95%	96%	①	未達成	年度末までに就職が決まらなかった児童が一部いるため。	今後も支援計画の策定が必要な児童の計画策定を行うとともに、就職希望者に対して適切に支援を行う。	自立支援計画の策定や施設に引き続き居住するための居住等支援、一定期間一人暮らしを体験するための退所後生活体験支援、生活や就労に関する相談支援を実施した。	自立支援計画の策定、生活や就労に関する相談支援等は既存の別事業に統合される。	子ども未来局	児童相談所
241	4-1	P98	里親制度促進事業	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。	○	-	児童養護施設・乳児院	有	里親等委託率	39.2%	38.0%	②	達成			○3か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施予定 ・普及啓発事業:札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(8回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(3回) ・レベルアップ研修(8回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 ○北区、厚別区で里親ショートステイモデル事業を実施	○3か所の民間フォスタリング機関への事業委託等により以下の事業を実施予定 ・普及啓発事業:札幌市里親促進フォーラム(1回)、里親新規登録研修(8回)、専門里親新規登録研修(1回)、里親更新研修(3回) ・レベルアップ研修(8回) ・リクルート、トレーニング、訪問等支援事業 等 ○里親ショートステイの対象区を拡大のうえ実施予定	子ども未来局	児童相談所
242	4-1	P98	乳児院等多機能化推進事業	乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。	○	-	乳児院	有	乳児院の入所児童、入所児童の保護や及び地域子育て家庭への指導件数	524回	926回	③	未達成	新型コロナウイルス感染症の影響等による相談件数の減少	今後も保護者や地域の子育て家庭の支援体制強化のため適切な支援を行う。	乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を選任で担当育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施。	乳児院における入所児童・家族、地域における子育て家庭等への育児指導機能の充実を図るため、育児指導を選任で担当育児指導担当職員を配置した乳児院に支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所
243	4-1	P98	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	○	-	児童養護施設・乳児院	無	-	-	-	-	-	-	-	市内7事業者に委託し、実施した。 実施施設:(実施施設)児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)、フォスタリングセンター1施設	市内7事業者に委託し、実施予定。 実施施設:(実施施設)児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)、フォスタリングセンター1施設 利用延べ日数(見込):2,920日	子ども未来局	児童相談所
244	4-1	P98	養育支援員派遣事業	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。	○	-	社会福祉法人	無	支援実施世帯	16世帯	25世帯	③	未達成	・サービス導入を検討するも、世帯の同意を得られなかった事例があったため。 ・事業受託者の拡大が進まなかったため。	・事業受託者の拡大に向けた取組を実施している。	・児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援を実施した。 ・事業受託者の拡大に向けた取組を実施した。	・令和6年度から子育て世帯訪問支援事業に移行し、必要な家庭に適切な支援を実施する。	子ども未来局	児童相談所
245	4-1	P98	児童福祉施設設置費支給事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合に掛かる経費を支給する。	○	-	児童養護施設・里親	有	年間支給人数	22名	15名	-	達成			左記のとおり実施済み。	児童福祉施設入所児童が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合にかかる経費を支給する。	子ども未来局	児童相談所
246	4-1	P98	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で、大学などに入学するため措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費などについての奨学金を給付します。	○	-	児童養護施設・里親	有	年間支給人数	1名	5名	-	未達成	大学進学者等の人数は毎年変わるため。	各施設に制度の内容を周知する。	左記のとおり実施済み。	令和5年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する。	子ども未来局	児童相談所
-	4-1	P98	スタディメイト派遣事業	事業内容等に変更があったため、新規事業として掲載。														子ども未来局	児童相談所
247	4-1	P98	児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	無	-	-	-	-	-	-	-	令和5年10月26日及び令和6年1月16日の2日間にわたり、北海道との共催で開催した。令和5年度は、第1回を対面、第2回をオンラインで開催し、施設における専門的なケアや家庭支援、ソーシャルワークについての研修を実施し、14施設から14名が受講した。	北海道との共催により開催予定。	子ども未来局	児童相談所
248	4-1	P99	児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。	○	-	児童養護施設・乳児院子育て支援者	無	-	-	-	-	-	-	-	自立援助ホーム14か所(定員6名～9名)が事業を実施した。	自立援助ホーム15か所(定員6名～9名)が事業を実施予定。	子ども未来局	児童相談所
249	4-1 4-4	P99 P107	母子生活支援施設の活用	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	-	-	-	無	施設数	5施設	5施設	③	達成			生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設での支援を行った。 R5延入所世帯数:779	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設での支援を行う。	子ども未来局	子育て支援部
250	4-1	-	【新規】児童養護施設等学習等支援事業	施設入所児童へ学習指導等をを行い、児童の学習能力の向上、自主性及び社会性等の伸長を援助し、児童の社会的自立を促進する。	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	児童養護施設5施設及び里親へ措置等されている児童に対して支援を実施。	児童養護施設5施設及び里親へ措置等されている児童に対して、支援を実施予定。	子ども未来局	児童相談所

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
251	1-4 2-2 4-1	-	【新規】【再掲】子ども家庭センターの機能の強化	各区保健センターにおける「子ども家庭センター」の機能を強化し、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かした支援を行うことにより、妊娠前から子育て期までの包括的な支援体制を強化するとともに、児童虐待を予防します。	○	○	要保護児童対策地域協議会 構成機関 その他の地域の関係機関	無	-	-	-	-	-	-	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行った。	要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適宜実施)のほか、各個別ケースにおいて関係機関との連携を行う。	子ども未来局	児童相談所 /母子保健担当部	
基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実 ■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実																			
252	4-2	P102	療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	○	○	保健センター 子育て支援施設 保育所 幼稚園 認定こども園 児童相談所 医療機関 障害児支援施設 児童会館 区役所 子育て支援者	無	療育支援事業参加待ち数(2か月以上待ち人数)	0組	0組	③	達成	-	発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に向いて療育支援を行い、子どもの発達を促した。また、保護者の悩みや相談に個別に応じた適切な情報提供を行い、保護者向け学習会やさっぼサロン、日曜さっぼなどを通し、家族に対する支援を行った。	発達に心配のある子どもを対象に、各保健センター(月1回)及び児童会館や区民センターなど(週1回)を会場として、地域に向いて療育支援を行い、子どもの発達を促す。また、保護者の悩みや相談に個別に応じた適切な情報提供を行い、保護者向け学習会やさっぼ・サロン、日曜さっぼなどを通し、家族に対する支援を行う。	子ども未来局	児童相談所	
253	4-2	P102	幼児教育相談の充実	幼児(主に2歳～6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。	○	○	児童相談所 小学校 保育所 幼稚園 認定こども園 保健センター 医療機関 障がい児支援機関 子育て支援者等	有	教育相談をして満足と感じた相談者の割合	85%	100%	①	未達成	相談内容についての満足度は高いが、相談場所への交通の便に不満を感じている人が一定程度いる	令和6年度から新たに南区と手稲区に相談場所を拡充し、教育相談を実施する	幼児教育センターで、1,217件(735人)実施。地域教育相談で、3,018件(1,360人)実施。	幼児教育センターで月～金曜に実施。市立幼稚園・市立認定こども園、市内教育施設4カ所で月～金曜に地域教育相談を実施。相談場所を順次拡充する。	教育委員会	学校教育部
254	4-2	P102	特別支援教育・障がい児保育補助事業	障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。	-	-	-	有	要支援児を受け入れる施設に対する補助の実施率	100%	100%	①	達成	-	障がい児を受け入れている施設の負担を軽減するため、障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対して2種類の補助事業(①障がい児保育補助事業及び②札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業)を実施。	障がい児を受け入れている施設の負担を軽減するため、障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対して2種類の補助事業(①障がい児保育補助事業及び②札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業)を実施。	子ども未来局	子育て支援部	
255	4-2	P102	障がい児保育巡回指導事業	認可保育所に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	-	-	-	無	専門職による障がい児入所施設への巡回指導の実施	443回	430回	③	達成	-	実施回数は443回。認定児童相談471人。未認定児童相談543人。各施設からの要望が多い、障がい認定児以外の発達に心配のある児童の相談にも応え、巡回指導を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更により、ほぼ影響を受けずに実施することができた。	継続実施。障がい児保育認定児が在籍する保育施設については年間2回程度の巡回指導を実施。各施設からの要望が増えている。障がい児保育認定児童以外の発達に心配のある児童の相談にもできる限り応え、巡回指導を行っていく。今年度も、認定児が在籍する園の増加を見込み、実施目標回数は、440回を予定する。	子ども未来局	子育て支援部	
256	4-2	P102	乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を行い、子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関の紹介をします。	○	○	医療機関、療育機関等 各区健康・子ども課	無	-	-	-	-	-	-	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施した。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介した。	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の相談を実施する。子どもの発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介する。	子ども未来局	母子保健担当部	
257	4-2	P103	多様な主体の参入促進事業	要支援児の受入促進のため、幼稚園及び認可保育所等に対し様々な補助を行います。また認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助を実施します。	○	○	認定こども園	有	障がい児保育対象児童の受入割合	100%	100%	①	達成	-	障がい児を受け入れる認定こども園の負担を軽減するため、障がい児を受け入れる施設に対して多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施。	障がい児を受け入れる認定こども園の負担を軽減するため、障がい児を受け入れる施設に対して多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施(令和6年度予算延べ378人)。	子ども未来局	子育て支援部	
258	4-2	P103	特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	○	○	子ども未来局子育て支援部 私立幼稚園等	無	私立幼稚園等訪問支援の件数(訪問件数)	1,246件	1,150件	③	達成	-	私立幼稚園・認定こども園への訪問支援の件数 854件(累計) 私立幼稚園・認定こども園への訪問支援の幼児数 3,500人(累計) 保育所等への訪問支援の件数 197件(累計) 障がいの理解や指導方法のスキルを高めるための研修会を年間で4回実施 836人参加(累計)	幼児教育支援員が、私立幼稚園等を訪問し、特別な教育的支援を要する幼児への具体的な関わり方や、「個別的教育支援計画」の作成・活用方法について訪問園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施する。	教育委員会	学校教育部	
259	2-1 3-1 4-2	P69 P82 P103	【再掲】幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で実施します。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を実施します。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	○	○	子ども未来局子育て支援部 (札幌市私立幼稚園連合会・札幌市私立保育園連盟)	無	区幼保小連携推進協議会・校参加率	84.5%	100%	③	未達成	年間日程や内容の周知に課題がある。幼児教育施設の勤務形態や施設形態の多様化及び人員体制により、一堂に会して実施する本会への参加が難しい状況にある。	年度当初に、本会の趣旨を分かりやすく案内するリーフレットを配布し、参加を促す。実施後に内容をまとめた通信を発行し、幼小連携・接続に関する情報提供を行う。	教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画・運営した。10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図った。各園・校が主体的に互いの施設や教職員との連携や研修等の機会をもつための具体例を示したハンドブックを作成、配布した。特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを電話やICTを活用して実施した。引継ぎ幼児数1,948名。	教育委員会と市立幼稚園が連携し「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画・運営。10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」や「幼小の学びのつながり」について学ぶ機会をもち、引き続き理解を図るとともに主体的な取組を促進。R5に作成したハンドブックの周知や活用。特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを引き続き電話やICTを活用して実施。	教育委員会	学校教育部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標	③(AP以外)指標									
260	4-2	P103	通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。	○	○	在学校・通級指導校 幼児教育センター 教育センター 医療機関等	無	-	-	-	-	-	-	通級による指導の在籍状況等を踏まえ、新たに4校に通級指導教室の新規開設(内、3校に発達障害通級指導教室、言語障害通級指導教室)を行った。	令和7年度に向けて、札幌市の通級による指導の在籍状況等を踏まえ、通級指導教室の新規開設の検討を進める。また、新規開設通級指導教室担当教諭を対象に通級指導教室の運営及び指導に関する説明会を行い、今後の指導の充実に資するようにする。	教育委員会	学校教育部	
261	4-2	P103	学びのサポーター活用事業	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	○	-	ボランティア(大学生ほか)	有	サポーターとの連携により、支援の充実を図ることができた学校の割合	100%	100%	①	達成	-	本事業の効果的な活用方法を記載した「学びのサポーター活用事業活用の手引」を作成し、各校へ通知した。 また、学びのサポーターの研修について、コロナ禍により令和2年度から対面による実施ができていなかったが、令和5年度は対面による研修を実施した。アンケートの結果、支援の充実を図ることができた学校の割合について、目標値の100%を達成することができた。	各校への活用時間の柔軟な配分を継続するとともに、「学びのサポーター活用事業活用の手引」を活用した効果的な運営等について周知を一層進める。また、市内関係施設及び大学へ案内チラシの送付を実施し、人材確保に努めていく。 研修については、引き続き対面で実施し、サポーター一人一人の質の向上を図る。	教育委員会	学校教育部	
262	4-2	P103	「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別的教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	○	○	障がい児支援機関 医療機関	無	-	-	-	-	-	-	各校における特別支援教育の充実に向け、推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の内容を精選するとともに、個別的教育支援計画を活用した関係機関等との連携の在り方や適切な支援・指導に生かす方策等について具体的な事例を取り上げ発信していく。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画の作成・活用に向けたサポートなどにより、切れ目ない指導・支援の充実に努めた。	各校における特別支援教育の充実に向け、推進役である特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の内容を精選するとともに、個別的教育支援計画を活用した関係機関等との連携の在り方や適切な支援・指導に生かす方策等について具体的な事例を取り上げ発信していく。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別的教育支援計画の作成・活用に向けたサポートなどから、校内の支援体制の充実を図っていく。	教育委員会	学校教育部	
263	4-2	P103	肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	保護者の『付添い』の在り方について、『豊成・北翔支援学校における付添い軽減等に係る検討会議』を開催し、学校と意見を交わしながら検討を行った。	保護者の『付添い』の在り方について、児童生徒の生命・健康及び現場の安全・安心を大前提とし、学校運営体制や児童生徒の実態などを踏まえつつ、学校と意見を交わしながら、引き続き協議・検討を継続していく。	教育委員会	学校教育部	
264	4-2	P103	放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	○	○	児童会館 教育委員会 医療機関	無	-	-	-	-	-	-	児童会館105館、ミニ児童会館88館で障がい児の受入れを行った(R6.3末時点)。また、障がい児の児童クラブ登録のある館に対し、職員を加配(予算措置)した。	引き続き、引き続き、障がい児の登録がある館に対し、職員を加配(予算措置)する。また、職員に対し、障がい児対応に係る研修を実施する。	子ども未来局	子ども育成部	
265	4-2	P103	特別支援学校の教育内容の充実	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの社高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	○	○	医療機関等 障がい者相談支援事業所 保健福祉局障がい福祉課	有	企業就労を目指す生徒の就労率	97%	100%	①	未達成	企業就労を目指していた生徒が福祉的就労に進路変更したため。	高等支援学校2校に就労支援コーディネーターを2名配置し、一人一人に応じた就労支援ができる体制を整える。	特別支援学校研究協議会の充実に努めるとともに、学校間の連携を一層促進することができるよう、取組を推進していく。 高等支援学校2校における就労支援については、教育委員会が中心となり、就労支援体制充実に係る検討会議を開催し、両校の効果的な連携体制等について検討を進めていく。	教育委員会	学校教育部	
■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実																			
266	4-2	P104	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:6,072人 利用日数:67,220日 (令和6年3月実績)	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部
267	4-2	P104	医療型児童発達支援	修学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:73人 利用日数:646日 (令和6年3月実績)	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部
268	4-2	P104	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:9,055人 利用日数:101,781日 (令和6年3月実績)	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部
269	4-2	P104	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:223人 利用日数:510日 (令和6年3月実績)	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部
270	4-2	P104	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がい児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	○	○	保育所、小学校等 区役所・保健センター等	無	-	-	-	-	-	-	-	実利用者数:4人 利用日数:8日 (令和6年3月実績)	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部	
									②AP活動指標											
271	4-2	P104	障がい児地域支援マネジメント事業	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所に訪問等を行い、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います。	○	○	障がい児支援機関等 各区保健センター等	有	障がい児地域支援マネージャーによる障害児通所支援事業所の年度内初回訪問における総合評価が安心・やや安心の割合	73%	71%	-	達成	-	-	10区を対象に実施。	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									障がい児地域支援マネージャーによる年間の事業所訪問率(年度内訪問実績÷年度4月時点の事業所数)	108%	100%	-								達成
									-	-	-	-								-
272	4-2	P104	障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	○	○	障がい児支援機関 家庭児童相談室	無	-	-	-	-	-	-	-	障害児サービス等を利用するために作成する「障害児相談支援利用計画」の報酬請求件数及び定期的にモニタリングを行うときの報酬請求件数の合計7,845件(国民健康保険連合会への請求件数)	障害児サービス等を利用するために作成する「障害児相談支援利用計画」の報酬請求件数及び定期的にモニタリングを行うときの報酬請求件数の合計9,054件(国民健康保険連合会への請求件数)	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									-	-	-	-	-							
									-	-	-	-	-							
273	4-2	P104	子ども発達支援センター(ちくたく)での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	○	○	学校 保育園 幼稚園 障がい児支援機関 医療機関 子ども未来局児童相談所 各区保健福祉部	無	-	-	-	-	-	-	＜医療部門＞ 子ども心身医療センター 外来患者延人数：18,655人 発達医療センター 外来患者延人数：3,912人 ＜入所部門＞ 児童心理治療センターこころぼ 延利用人数：2,376人 自閉症児支援センターさぼこ 延利用人数：4,330人 ＜通所部門＞ はるこれ学園 延利用人数：2,531人 かしわ学園 延利用人数：4,131人 ひまわり整肢園 延利用人数：1,337人	令和5年度に引き続き、医療、入所、通所により、障がいのある子どもや心に悩みを抱える子どもを多方面から支援していく。	保健福祉局	障がい保健福祉部		
									-	-	-	-	-							
									-	-	-	-	-							
274	4-2	P104	子どもの心の診療ネットワーク事業	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ事業)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行います。	○	○	医療機関(国立大学法人北海道大学病院、医療法人トルチュ、医療法人社団五稜会病院、社会福祉法人楡の会、社会福祉法人楡の会、特定医療法人さっぽろ悠心の郷、案内先登録医療機関) 学校、障がい児支援機関等 子ども未来局児童相談所、教育委員会学校教育部等	有	コンシェルジュ登録医療機関	44件	44件	-	達成	市民等からの相談に対応するものであるため、目標達成には至らなかったが、前年度と同程度の件数で推移している。	さらなる制度の周知・広報に努めていく。	コンシェルジュ事業 ・関係機関や市民からの依頼を受け、適切な医療機関等を案内。(市内の医療機関に委託) 連携チーム事業 ・意見交換会、講演会等を実施	令和5年度と同内容で事業を実施予定。	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									コンシェルジュ事業の相談件数	1,027件	1,100件	-	未達成							
									-	-	-	-	-							
275	4-2	P104	子どもの補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	-	-	-	有	補聴援助システム受信機の支給件数	4件	8件	-	未達成	補聴援助システムの支給件数の伸び悩みのため	R6.4月から補聴援助システムの2個支給を認めたため、件数が伸びるものと見込んでいる。	軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入費の費用の全部又は一部を助成した。	令和6年度から補聴援助システムの2個支給を認めた	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									支給品目拡充及び基準額の引き上げ	-	-	-	-							
									-	-	-	-	-							
276	4-2	P104	重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充	重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	-	-	-	有	日常生活用具の給付件数	40,877件	42,015件	-	未達成	物価高騰の影響を受け、各種目の値上げが行われたことにより、基準額を超えた分について自己負担が発生するため、申請控えが生じている。	基準額の引き上げを検討している。	重度障がい者(児)及び難病患者等に対し、日常生活用具を給付した。	令和6年度から以下のとおり変更した。 ・視覚障害者用血圧計の追加 ・盲人用時計の年齢要件の引き下げ	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									支給品目拡充及び基準額の引き上げ	-	-	-	-							
									-	-	-	-	-							
277	4-2	-	【新規】医療的ケア児レスパイト事業	常時の医療的ケアを必要とする児童の家族が休息を取りながら子育てを行える環境を作るための訪問看護を提供	-	-	-	有	利用希望件数に対する実際の利用件数の割合	-	100%	-	-	-	-	-	令和6年10月から実施する予定。	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									利用希望件数に対する実際の利用件数の割合	-	100%	-	-							
									-	-	-	-	-							
■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実																				
278	4-2	P105	医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。	○	○	医療機関(医療法人稲生会) 障がい児支援機関 学校 保育所 子ども未来局子育て支援部 教育委員会学校教育部等	有	障害児通所支援における医療的ケア児受入可能事業所数	15件	13件	-	達成	-	-	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援。	令和5年度と同様に実施予定	保健福祉局	障がい保健福祉部	
									医療的ケア児支援者養成研修受講者数(累計)	536人	560人	-	未達成							
									-	-	-	-	-							

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標	R5年度の目標の達成・未達成	理由	対応状況			局	部	
																			①AP事業目標
279	4-2	P105	医療的ケア児等への支援体制の拡充	小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。	○	○	医療機関 保健福祉局障がい福祉課 子ども未来局放課後児童担当課	有	医療的ケア児が在籍する市立学校に対する看護師派遣の割合(保護者が派遣を希望しない場合を除く)	100%	100%	①	達成			医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、幼稚園1園(対象幼児:1名)、小学校18校(対象児童:19名)及び中学校4校(対象生徒:4名)へ看護師を配置した(延べ数)。今後も配置を希望する全ての市立学校に対し、看護師配置できるよう努めていく。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させた。	医療的ケアが必要な児童生徒の支援のため、希望する全ての学校へ看護師を配置する(年度当初:幼稚園1園、小学校20校、中学校4校)。また、保健福祉局の事業である「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」を活用し学校における安全な医療的ケア実施体制の整備を充実させていく。	教育委員会	学校教育部
280	4-2	P105	公立保育所における医療的ケア児保育事業	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。	○	○	医療機関 区保健センター 医療的ケア児支援検討会	有	保育を必要とする医療的ケア児の受入体制を整備した区	全区	全区	②	達成			令和4年度までは、4施設であった公立保育所における医療的ケア児受入可能施設を9施設に拡大するための調整を行い、令和6年度入所分の入所手続き(公募)を行った。	保育所入所を希望する医療的ケア児のニーズ量に基づいて、受入体制の整備を行う。	子ども未来局	子育て支援部
281	4-2	P105	児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。	○	-	医療機関 児童会館	有	利用希望のうち、実際に児童クラブを利用した者の割合	100%	100%	①	達成			医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、週6回、看護師を配置した。	引き続き、医療的ケアが必要な児童が、保護者の負担なく児童クラブを利用できるよう、週6回、看護師を配置する。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策3 子どもの貧困対策の推進																			
282	1-3 4-3	P62 P106	【再掲】子どものくらし支援コーディネーター事業	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者と連携体制を構築します。	○	○	児童会館 若者支援施設 小・中・高等学校 家庭児童相談室 子ども食堂 民生委員・児童委員等	有	子どもコーディネーターが新たに支援・見守りを行った子どもの総数	253人	190人	①	達成	-	-	・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげたり、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 ・相談受理件数: 253件 ・支援継続件数: 376件	・「子どもコーディネーター」を1名増員のうえ、前年度までの児童会館や子ども食堂などに加えて新たに認可外保育施設にも巡回先を拡大し、困難を抱えている子供や家庭の早期把握、支援や見守りにつなげる。	子ども未来局	子ども育成部
283	1-3 3-3 4-3	P61 P89 P106	【再掲】子どもの居場所づくり支援事業	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	○	-	子ども食堂等運営団体 子どもコーディネーター	有	子ども食堂の総数	108か所	100か所	①	達成	-	-	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(26団体に2,139千円)。 ・食材費等の物価高騰に直面する子ども食堂の継続的活動支援のため、支援金を給付(72団体5,050千円)。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施(7団体2,292千円)。 ・市ホームページにて札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	・子ども食堂に加え、食事の提供を伴わない学習支援や体験活動を行う団体にも対象を拡大し、子どもの居場所づくり活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。	子ども未来局	子ども育成部
284	4-3	P106	子どもの貧困への理解の促進	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。	○	○	子ども食堂(子どもの居場所) 教育委員会・民生委員・児童委員	無	-	-	-	-	-	-	-	・市民向け前講座を2回実施したほか、市職員向け研修(動画配信)を2回実施。	・地域住民、学校関係者等に対し、子どもの貧困への関心や理解を深めるための普及啓発や研修を、動画配信等も活用しながら実施する。	子ども未来局	子ども育成部
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実																			
285	4-4	P107	ひとり親家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	-	-	-	有	高等職業訓練促進給付金受給者のうち就業者数	47人	52人	①	未達成	申請件数が想定を下回ったため	支援制度の周知の強化	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。 ・このうち、高等職業訓練促進給付金で対象要件の緩和や対象資格の拡大、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業で支給内容の見直しを実施した。(支給実績) 自立支援: 33件8,357千円 高等職業: 225件237,479千円 高卒認定: 1件23千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施する。 高等職業訓練促進給付金における対象要件の緩和等を引き続き行う	子ども未来局	子育て支援部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標	R5年度の目標の達成・未達成	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
286	4-4	P107	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	-	-	-	無	-	-	-	③	-	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施した。	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施した。	子ども未来局	子育て支援部		
287	4-4	P107	ひとり親家庭支援センター等運営事業	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	-	-	-	無	-	-	-	③	-	新型コロナの5類移行から、従来の形での運営となったが、就業相談件数が減少し、目標未達成となった。	LINE等を活用したセンター事業の周知や就業支援講習会の講座の見直しなどを行う。	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行う。	子ども未来局	子育て支援部	
288	4-4	P107	母子・婦人相談員による相談対応	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施した。	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の自立に必要な就業支援や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談等、生活全般の相談を実施する。	子ども未来局	子育て支援部		
289	4-4	P107	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子を対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	○	-	ボランティア(大学生・元教員等)	有	年間参加児童数(延べ人数)	3,322人	3,000人	①	達成		市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行った。	市内全10区でひとり親家庭の子(小学3年～中学3年)及び令和6年度からは兄弟姉に同行の小学1・2年並びに中学3年時に本事業を利用して高校1年も対象に追加)を対象として、大学生や元教員等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。原則週1回、2時間程度行う。	子ども未来局	子育て支援部	
-	4-4	P107	ひとり親家庭スマイル応援事業	ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。	当該事業の事業効果が認められなかったため、令和4年度にて事業廃止。												実績(就業者数)を踏まえないことと要求	子ども未来局	子育て支援部
290	4-4	P107	ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信 ＜実績＞ くらしのガイド配付部数約9,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約21,030部	「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の周知用のチラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信	子ども未来局	子育て支援部	
291	4-4	P107	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。	-	-	-	無	母子父子寡婦福祉資金貸付	実施	実施	③	達成	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行った。	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。	子ども未来局	子育て支援部		
292	4-1 4-4	P99 P107	【再掲】母子生活支援施設の活用	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	-	-	-	無	施設数	5施設	5施設	③	達成	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内5箇所の母子生活支援施設での支援を行った。	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、市内4箇所の母子生活支援施設での支援を行う。	子ども未来局	子育て支援部		
293	2-4 4-4	P78 P108	【再掲】児童扶養手当の支給	児童扶養手当に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	R5.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額44,140円・一部支給月額44,130円～10,410円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,420円・一部支給月額10,410円～5,210円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,250円・一部支給月額6,240円～3,130円	R6.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額45,500円・一部支給月額45,490円～10,740円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,750円・一部支給月額10,740円～5,380円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,450円・一部支給月額6,440円～3,230円	子ども未来局	子育て支援部		
294	4-4	P108	ひとり親家庭の保育所の優先入所	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	-	-	-	無	-	-	-	-	-	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施。	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を実施。	子ども未来局	子育て支援部		

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				R5年度の目標の達成・未達成	目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管	
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標		理由	対応状況			局	部
									②AP活動指標										
295	4-4	P108	ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	-	-	-		-	-	-	-			国基準の約50%の保育料に設定。	令和5年度と同様に実施。	子ども未来局	子育て支援部	
296	4-4	P108	市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時にひとり親・多子・多家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	-	-	-	無	-	-	-	③			入居者が退去し、修繕が完了した住宅を抽選倍率を優遇のうえ、募集した。	現入居者が退去し、修繕が完了した住宅を募集する際には抽選倍率を優遇のうえ、実施する。	都市局	市街地整備部	
297	4-4	P108	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	-	-	-	有	①②ひとり親家庭等医療費助成の助成対象の拡充(親通院)	-	-	-	①		一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 268,934件(見込み) ・助成金額 641,410千円(見込み)	一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。生計維持者が住民税非課税の場合の母親または父親については、令和6年8月から、入院・訪問看護に加え、通院に係る医療費を助成対象とする。なお、生計維持者が住民税課税の場合の母親または父親については、引き続き入院・訪問看護のみ助成。	保健福祉局	保険医療部	
基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進																			
298	1-4 4-5	P64 P109	【再掲】共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な権利理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	-	○	市文化局男女共同参画課 教育委員会 保健福祉局地域保健・母子保健担当課	無	-	-	-	-			対象者の年齢や状況に応じ、様々な手法で子どもの権利の普及・啓発を行うことで、子どもの権利の理解を促進し、人権意識の向上を図った。	対象者の年齢や状況に応じたパンフレットを配布することで人権意識の向上を図っていく。	子ども未来局	子ども育成部	
299	1-1 1-4 3-1 4-5	P56 P65 P83 P109	【再掲】民族・人権教育の推進	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践教育を行い、その成果を普及・啓発します。	○	○	市民文化局アイヌ施策課 地域団体 大学	有	自分が必要とされていると感じる子どもの割合	63.4%	63%	①	達成		「人間尊重の教育」推進事業において、研究推進校が「多様な性」「アイヌ民族」「帰国・外国人児童生徒支援」に係る学習を窓口に、人間尊重の意識を高める研究を推進した。研究推進校の取組内容を全市に周知し、好事例を横展開した。	引き続き、「人間尊重の教育」推進事業を実施し、「多様な性」「アイヌ民族」「子どもの権利」に係る学習を窓口に、研究推進校にて人間尊重の意識を高める研究を推進する。その取組内容を全市に周知し、好事例を横展開していく。	教育委員会	学校教育部	
300	1-1 4-5	P56 P109	【再掲】障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の推進	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	-	-	-	無	-	-	-	-			地域学習については、令和5年度より、相手校への訪問を再開した。また、相手校への訪問だけでなく、オンラインシステムを活用した交流を実施することにより、児童生徒の健康状態や地域の状況に合わせた柔軟な交流が可能となった。	地域学習については、リーフレットを改訂し、事業の目的や意義について各校へあらためて周知するとともに、札幌市ホームページにも取組例等を掲載し、事業の促進に向けた啓発に努めている。小・中学校等における交流及び共同学習については、子ども同士が互いに学び合える交流を目指し、各研修等で具体的事例等を取り上げながら各校の取組の推進を図る。	教育委員会	学校教育部	
301	1-4 2-2 4-5	P65 P73 P109	【再掲】多文化共生推進事業	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	○	○	地域の各NPO団体、ボランティア団体 外国人へ発信すべき情報を所管する関係部(※住民サービスを提供する部署) 公益財団法人札幌国際プラザ等	有	札幌に住み続けたいと思う外国人の割合 (隔年調査)	-	-	②	達成		・さっぽろ外国人相談窓口へ寄せられる悩みや不安について、関係機関と連携して解決をサポートした。(相談対応実績:出産・子育て関係197件、教育関係130件、身分関係/結婚/離婚/DV等44件) ・医療機関受診時に医療通訳を提供する体制を整備した。 ・「世界ふれあいひろば」(JICA北海道と共催)で異文化紹介イベントを実施した。 ・姉妹都市の小・中学校とのオンライン交流や、総合学習への国際交流員の派遣(実施件数:29件、参加者数:1,735人)を通じて、市民の異文化理解や国際理解を促進した。	引き続き外国人相談窓口の運営などを通じて外国人市民の不便不安の解消を図るとともに、交流を通じて市民全体の異文化理解・国際理解を促進する。	総務局	国際部	
302	4-5	P109	帰国・外国人児童生徒支援事業	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適應できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。	○	○	総務局国際部 札幌国際プラザ 教育委員会教育相談担当課 地域団体	有	支援を受けて、安心して学校生活を送ることができた子どもの割合	95.4%	90%	①	達成		日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣した。さらに日本語指導の研修の充実を図ることができた。	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、研修の実施や指導協力者の拡充を図り、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ指導協力者を派遣し、当該児童生徒の円滑な学校生活に資する。	教育委員会	学校教育部	
303	1-1 4-5	P55 P109	【再掲】子ども向け男女共同参画啓発事業	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	○	○	小・中学校 教育委員会	有	-	-	-	③			札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布した。	札幌市内の小学6年生、中学3年生向けにパンフレットを作成して配布する予定。	市民文化局	男女共同参画室	
304	4-5	P109	アイヌ伝統文化振興事業	小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。	○	-	小・中・高等学校	有	アイヌ民族について知っている人の割合	96%	100%	②	未達成	新型コロナウイルスの流行後、落ち込んだ来館者数が戻りきらなかったため。	センターのPR及び魅力アップ、アクセス向上等、来館者数増につながる施策の実施を行う。	・アイヌ文化体験プログラム 87校 ・アイヌ文化出前体験プログラム 64校	・アイヌ文化体験プログラム 80校 ・アイヌ文化出前体験プログラム 50校	市民文化局	市民生活部

基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

番号	事業No	掲載ページ	事業・取組名	事業概要	①地域資源の活用	②組織横断的な連携	①②における主な連携先(団体・組織等)	AP掲載有無	指標(R5年度～)				目標未達成の場合		令和5(2023)年度実施状況	令和6(2024)年度実施予定	所管		
									①AP事業目標	R5(2023)年度実績	目標値(R5(2023)年度)	設定指標	R5年度の目標の達成・未達成	理由			対応状況	局	部
									②AP活動指標										
305	4-5	-	【新規】犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう、広報啓発を実施します。	-	○	北海道、北海道警察、早期援助団体	有	-	-	-	-	-	以下の広報啓発活動を実施。 ・市民向けセミナー(北海道、北海道警察及び早期援助団体との共催):1回 ・職員向け研修:1回 ・「犯罪被害者週間」街頭啓発(北海道、北海道警察及び早期援助団体との共催):1回	市民向けセミナー、職員向け研修及び「犯罪被害者週間」に合わせた街頭啓発を実施予定。	市民文化局	地域振興部		
306	4-5	-	【新規】再犯防止推進事業	再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰支援の重要性について市民の理解を進めるための広報啓発を実施します。	-	○	札幌保護観察所、札幌矯正管区、札幌市保護司会連絡協議会など	有	-	-	-	-	-	刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携した広報啓発活動を実施:1回	刑事司法関係機関や更生保護関係団体等と連携した広報啓発活動を実施予定。	市民文化局	地域振興部		